

平成21年第1回訓子府町議会定例会会議録

議事日程(第3日目)

平成21年3月12日(木曜日)

午前9時30分開議

第32 一般質問

出席議員（9名）

1番	橋本憲治君	2番	西山由美子君
3番	上原豊茂君	4番	河端芳恵君
5番	工藤弘喜君	7番	佐藤静基君
8番	山本朝英君	9番	川村進君
10番	小林一甫君		

欠席議員（0名）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人

町長	菊池一春君
総務課長	佐藤明美君
総務課業務監	八鍬光邦君
企画財政課長	佐藤正好君
企画財政課業務監	森谷清和君
町民課長	中山信也君
福祉保健課長	佐藤純一君
福祉保健課業務監	林秀貴君
農林商工課長	山内啓伸君
農林商工課業務監	村口鉄哉君
建設課長	竹村治実君
水道課長	竹村治実君
教育長	山田日出夫君
管理課長	平塚晴康君
社会教育課長	上野敏夫君
幼稚園・保育園事務長	菅野宏君
社会教育課業務監	元谷隆人君
教育委員長	飯田洋司君
農業委員会会長	谷本茂樹君
監査委員	山田稔君
農業委員会事務局長	遠藤琢磨君
会計管理者	三好寿一郎君

職務のため出席した事務局職員

議会事務局長	小野良次君
議会事務局係長	小林央君

開議の宣告

議長（橋本憲治君） 皆さん、おはようございます。

それでは定刻になりました。

ただいまから本日の会議を開きます。

本日の出欠の報告をいたします。本日は全議員の出席であります。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりでございます。

一般質問

議長（橋本憲治君） 日程第32、一般質問を行います。

質問は、通告書の順序により発言を許します。

なお、質問は答弁を含めて議会運営委員会から答申された時間に制限いたしますから、簡潔に質問、答弁されますように希望いたします。

それでは、一般質問の発言を許します。

9番、川村進君。

9番（川村 進君） 一般質問を始めさせていただきます。今回、私は2つの質問です。2つ目は、2度目の質問になりますが、はじめの行政サービス等について伺います。

これは、合併することを想定した行政サービスならば、今とどのように行政サービスが変わるのか。そして、合併した時と現在とでは、どのような差が出るのか。

また、合併した時の差はありますか。

2つ目に、自立することによっての各種使用料等の値上げは納得できない。町長は、今後10年間合併しないと説明していますが、この後、本町においては、何と何の値上げをしてくるのか。

また、北見市と合併した留辺蘂、端野、常呂地区は合併3年を経過しようとしています。この時、旧3町での使用料の値上げを聞いておりますか。また、税の値上げも聞いていないのか。私は聞いておりません。そして町民は「合併後の値上げは仕方がない、合併しないために値上げするなら合併せよ」と言う方が多数います。合併について、どう考えるのか。

この2点をお伺いします。

議長（橋本憲治君） 町長。

町長（菊池一春君） ただいま、行政サービス等について、大きく2点のお尋ねをいただきましたので、お答えさせていただきます。

まず、1点目の「合併を想定した場合の行政サービスについて」でございますが、合併相手との協議や合併後の自治運営等によりまして、行政サービスの内容というのは一般的に大きく変わると思われませんが、全国町村会などの合併に関する調査と評価の内容などを読ませていただきますと、行政規模の拡大によって、専門的な職員の配置や権限移譲が進んで住民サービス内容の充実や強化が可能となる。あるいは公共施設等の利用範囲が広がるといった良い面も出されております。反面、住民と職員との接する機会が減少し、きめ細かな対応が困難になったり、また、あるいは行政情報の提供も少なく、行政の中身が把握しにくく、住民の安心感が大きく後退するし、さらに住民の声が行政サービスに反映し

にくくなるといった問題点も指摘されているところでございます。

2点目の「使用料等の値上げと合併についての考え方について」ですが、まず、使用料等の値上げに関しましては、行政サービスを維持するために、昨年12月の議会で上下水道料金、葬斎場使用料及び窓口手数料等の改定についてご決定をいただき、この4月から改定させていただくこととしていますが、いずれも原則として、3年ごとに見直しを行うという考え方でありまして、この間は、よほどのことがない限り現状で改定する考えはもってございません。

また、今回提案しております介護保険料の改定につきましても、3年ごとの見直しに伴うものでございます。これらの料金以外では、行政報告で申し上げましたが、国保会計の悪化に伴い、今後、事業運営を検討してまいります。場合によっては国保税の見直しもあり得るとともに、使用料などのうち料金も据え置いているものもございまして、状況によっては改定もあり得ますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に「合併を行った北見市の料金改定等に関する情報」であります。新聞報道等によれば、各自治体で異なっていた介護保険料を平成21年度から統一化し、大幅に引き上げる方針が決定され、基準額でみますと端野自治体では50%以上の負担増、値上げになるとの報道もされております。

また、合併後2年ないし3年後に見直す予定の上下水道料金につきましては、料金の統合化に向けて、現在、審議が進められているようでございまして、断水問題もありまして、改定時期がずれこんでいるようですが、合併した北見市の上下水道料金等も値上げが検討課題になっているという状況でございます。

最後に「町民の方から、料金等の値上げを行うなら合併した方がいいのではないのか」との意見があるとのことですが、まず、ご質問の中で、私が「今後10年間は合併しない」と説明していることでありましたが、昨年の12月に財政健全化戦略プランに基づく財政推計によれば、「地方交付税が現状のまま推移し、なおかつこのプランが着実に実行されれば、今後10年間程度は自立が可能」とまちづくり懇談会などで説明したことではないかと思えます。

さて、合併の有無に関わらず、自治運営をする上で、財政の健全化は重要な課題でもありますし、本町に限らずどこの自治体でも取り組んでおり、その最大の目的は、住民にとって必要な行政サービスの維持や新たなサービスを展開するための財源確保やあるいは、将来にわたって住民の暮らしを守り、住民の福祉の増進を図ることでありまして、場合によっては、住民負担を求めなければならないという現実もございまして、このたびの料金改定もこうした目的で行うものでありますので、改めてご理解賜りたいと願います。

また、合併に関しましては、かねてより「当面、自立のまち・訓子府町を進め、町の将来は町民の総意で決定し、国や北海道、近隣市町村の動きをつかみ的確に行動をとる」と申し上げております。その基本姿勢は、今も変わってはおりません。ご質問にありました町民の方のご意見が、どの程度あったのかは存じ上げませんが、私がまちづくり懇談会などを通じ、町民の皆さんと接している中では、合併すべき状態にはないものと感じております。

また、近隣自治体に目を向けても合併の動きはなく、合併新法も来年3月で期限切れとなりますが、その後の対策やあるいは道州制への移行に伴う市町村の扱いがどうなるか現

時点では不透明であり、このような状況下において「当面は自立」を前提にまちづくりを進めなければならないと考えているところでございます。町民の皆さんが本当に自立してよかったと実感できるような今後の町政運営にあたってまいりますので、ご理解をよろしくお願い申し上げます。

議長（橋本憲治君） 川村進君。

9番（川村 進君） それでは重ねてお伺いします。合併した時に町民の利益が損なわれるとお思いですか。私は合併した時、はっきり言いまして、使用料の値上げ、介護保険料の値上げなどが本当にあるならば、これは大変なことだと思います。

しかし、今、訓子府町の行政サービスの中で、私はこの値上げで何を言いたいかということ、先月25日で水道料の滞納により水道を何軒止めていますか。水道を止められるというのは、死ぬということなのです。はっきり言いまして、行政サービスの中で「水道で美味しい水を供給します」と言っている。ところが片方では「水道料金が何ヶ月間滞ると水道を遠慮なしに止めます」との考え方、これを1つとってみても、行政が行うべきこととは違うような気がします。そして他町村で介護保険料50%値上げとの新聞報道が挙げられたときに、手厚い介護とは何があるか。私どもの町が、介護保険料を今度何%かの値上げをする。その時に、どれだけの手厚い介護ができるのか。そしてその金が入っていく先で、どのようなことが行われているかの確認は、どうなるかということなのです。ただ値上げする。そして、この水道料の値上げについては、僕も驚いたのです。それで水道の担当者に「過去はどうだったのだろうか」と聞いたら、「過去にも一度だけありました」それで「水道料の値上げが、本町においてどれだけ財政を困窮させているのだ」と聞いたら「分かりません」。ただ、遅れている人の水道料は、いただかなければならないというだけで、全ての使用料が値上し、町長が言われるまちづくりはどうなるのかと思いました。そして、まちづくり懇談会で、私は町長に「財政分析や他のことをやった時に町壊しにならないのか」と言いましたら、町長は物すごい剣幕で「財政分析は、それが本町において一番大切な事項です」とひどい口調で私に言いました。このままいくと私の考えでは、何でも値上します。よその町では値上しませんから、よその町に住んでください。住みよい町を探してくださいということにつながる。そのような懸念をします。なぜ、水道料まで値上し、10年間頑張らなければいけないのか。それが疑問なのです。ただ、僕の思うのは、生活弱者に対する心掛け心構えというのは、町長は「町民の町民による町民のための町政」と言っていますが、どうも話の趣旨と違うような気がします。今、本町で今度、検討される公共工事は、僕の考えでは必要のないところの工事で、その時に使われるお金こそ、検討していただかなければいけないのではないのか。水道料が少し滞り、死ぬか生きるかの水道を止めてまで、新たな工事をやらなければならないものなのではないのでしょうか。

どうですか町長。

議長（橋本憲治君） 町長。

町長（菊池一春君） あまり余計なことを言わないように心掛けますが、川村議員の言っていることは、非常に決めつけたものの言い方ですので、誤解を与えたら困りますから、幾分ははっきりと言わせていただきます。

1つは、合併するかしないかについては、私はいつも町民の総意で決める。合併を進めるにしても進めないで自立するにしても、極めて厳しい状況であるということには、変わ

りありません。大事なことは、合併してもしなくても、町民の皆さまにとって幸せかどうかです。その最善の決断と町民の皆さまに総意をもって、町の将来を決めさせていただくというのが基本的な考え方でございます。

2点目の水道料の値上げでございます。何度も全員協議会で、議員もご出席の時にお話をさせていただいています。私は、今、水道会計の借金が10億円うちの町はあり、そして未だに7%あるいは6%以上の利子を毎年のように支払いしている。国は、この厳しい地方財政の中で、借換債すなわち低金利の起債をもって、借金の高利を解消することを認めたのであります。そのためには、水道会計等の健全化をより進めなさいとのご指導もありまして、私は水道料の値上げを皆さまに提案をさせていただいた。そのことによって、数千万円の赤字の解消にももちろんなりましたし、そしてこの水道料、下水道料金等を上げることによって、町民生活に年間水道料で申しますと全戸で470万円の値上げをさせていただく。

しかし、それをもって水道会計が、全く赤字ではなくなるのかということと1億5,000万円の水道料をもらっても、実質的には1億5,000万円以上の維持管理費がかかるというのが状況でございます。

しかし、あまりにも水道料の値上げが、町民生活の負担になるようなことをさせてはいけないという中で、町民の代表あるいは、企業の代表による皆さんの審議会の意見をいただき今回の値上げを提案し、そして12月議会で承認をいただいたのであります。

そして「遠慮なしに水道を止める」という言い方は、これは、私どもの職員に対しても、極めて間違った見解だと思えます。私は、私が水道課長になって、初めて水道を止めるという決断をさせていただきました。それはなぜか。まじめに水道料を払っている方と払っていない方に差があってはいけないところが一般的であります。大事なことは、水道料を払えない状況か払わないだけなのかによります。いくら訪問しても文章を出してもノーコメントで対応していただけない。そして、職員が誠意を持って何度行っても会おうともしない。そして私は「水道料が例え1,000円でも500円でも入れることができないか」そのような対応を滞納されている方にも、説明するように職員へ指導しております。特に、生活困窮者やあるいは、子どもや高齢者のおられるような状況で、問答無用に議員が言っているように遠慮なしに止めることはあり得ません。ここは、議員の誤解ですから考え方を改めていただきたい。

それから、私が財政分析講座のことで町壊しではないのかと言われたことの返答を激しい口調で言ったということは、これは考え方の違いですから、幾分のとらえ方も違うでしょうが、私自身は、合併しようがしまいが、毎年借入額よりも借金が多いという会計のあり方というのは異常だと申し上げているのです。家庭を考えても当たり前のことです。借金は、返す額よりも借りる金が多かったらいずれ家庭は崩壊します。町も同じでありますから、基本的にはそのような時代はもうない。夕張市のような失敗を繰り返さないためにもできるだけ借金を返す。そして、町民生活をきちんとするため、地方自治の本質である福祉と未来を担う子どもたちの予算を後退させるようなことがあってはならないという原則の中で、私は町政を進めている考え方でございますので、ご理解を賜りたいと思えます。

議長（橋本憲治君） 川村進君。

9番（川村 進君） それでは伺います。町政執行に関して、町長がお進めになる福

社とは何ですか。今、町民が今の生活で満足している時に、福祉というのです。何も余計なことをすることではないのです。借金とありますが、借金は、誰がつくったのですか。今まで私は二度、三度、町がやってきたことを、町民にしりぬぐいをさせるのかということをおっしゃっていただいています。その反省がないのではないのでしょうか。なぜかという、今回、あの道路舗装が1,000万円であり、本当に必要かということをお考えいただきましたか。本当にあそこは、誰が通るかということ考えた時に、まず、僕は、あの床屋さんと整骨院の間をあえて通る人はいないように思います。その時に、そこに過疎債か何か使うと1,000万円が150万円になるが、その150万円のお金は有効に活用すれば、何の値上げをしなくてもいいのではないだろうかというのが僕の本旨です。はっきり申し上げて、今、町民に負担をかける時には、よく行政がやってきたことを反省していただくとうまく分かるような気がします。どの場所に必要でない道路がついていたかということです。

しかし、公共工事というのは、物すごく難しいのですが、やらなければ町のいろいろな景気浮揚対策にもならないだろうし、いろいろあると思います。

しかし、一番大切なのは、町民の生活ということであれば、短絡的に料金が支払われなからといって、水道を止めて、何円でも何百円でもいただいたら、また、水を通します。水を供給しますというのは、行政サービスの向上とは、僕は、全然違うと思います。そして、今回いろいろ考えた時に、どれだけの行政サービスが劣化するのか、しかし、厚い行政サービスをやるために、我慢してもらうところは我慢してもらい値上げを抑えるために我慢をしていただくとの努力も行政になくはいけないと思います。値上げしてでも、行政サービスを続けるのではなく、やはり我慢してもらうものは我慢していただく。それは努力です。私は、今回の1本、1,000万円の道路は、どうも附に落ちません。そして今後、行政サービスがこのまま続けられるが、使用料等が上がるということと公共事業のそれに入っていくお金が、私は、どうも町長とは少し考え方が違います。そこで町長は、議員の皆が賛成しますから、当然、この道路をつくりませんが、町民の皆さんにはやらなければならない道路がいろいろあると思いますが、ここは我慢するという考え方で、やはり行政側から動いていただかなければいけない。そのようなけじめというのかきちんとした考えをしていただきたいのですが。

どうですか町長。

議長（橋本憲治君） 町長。

町長（菊池一春君） 議員と私の根本的なところは、私は、住民福祉を支えるのは、行政の役割として、町民生活を支えていくのだということでは、同じ考え方だと理解しています。

しかし、いくら言っても思い違いのところを理解していただけないのは非常に残念であります。1,000万円の道路の話でございます。それについても、何度かお話をさせていただいておりますように、農業基盤整備を含め、実践会地区の道路や市街地区の道路は、住民の皆さまのご要望に応じて、私どもの町は、北海道内でも有数の農業生産力を誇る農業のまちとして、基盤整備事業で暗渠や明許排水等々の整備を行ってきた結果が、今日の私は町の第一次産業の発展の源だというふうに理解しております。その点で申しますと谷本町政以来、渡辺、佐藤、深見、私で5代目でございますが、それぞれの時代時代に、住

民の皆さまや議員の皆さまの要望やご意見をいただきながら、議会で審議し、公共事業を実施されてきたのは、これは誰が見ても明確であります。しかし、全くの反省点はないかといえば、それは嘘になります。それは何度も冒頭申し上げましたように、こうした状況の中で、公債比率がやはり多い、それは一般会計のベースからしてみても、借金の償還金が大変多くなってきていることについては、今までと同じようなことを繰り返すことはできない。これは、私がこれからできるだけ借金をしないで、まちづくりを福祉の向上のために、努めていく基本的な考え方であります。

さて、1,000万円の道路でございます。私は、今回の予算でも提案させていただきますから、議員の皆さま方のご意見をいただいて、最終的に議決をしていただくという意味で提案をさせていただきます。あの大町の道路は、町内の中でも数少ない砂利道路でございます。そして、私どもは、補助金や起債がなければ、整備はできないということで、長年の町長がそのような形で取り残してきた道路の1つでございます。今の大町線は、しかもホクレンの民有地がございまして、ご寄付がなければできないということでございました。これは、大町町内会やあそこの住民の皆さまの要望を受けて、私はホクレンくみあい飼料の社長、常務、総務部長等に何度も足を運び無料でご寄付願いたいということ町長就任以来してまいりました。ホクレンは、「地域の皆さまに大変、飼料工場もお世話になっている」ということで昨年決断し、ご寄付をいただきました。この段階で私は、いつまでも放置はできないということでございます。その点では、平成21年度予算にこの起債を利用し、そしてできるだけ一般財源の持ち出しを少なくして、この道路の整備を決断し、今回提案させていただくものでございますので、やぶから棒に福祉や教育より、優先させて道路整備をするという考え方には、たっていないということをご理解願いたいと思います。

議長（橋本憲治君） 川村進君。

9番（川村 進君） 寄付してくれるというところは、たくさんあります。穂波の方からも「寄付するから道路をつくってほしい」と言っています。しかし、僕は本当に必要で、誰が通る道路なのかを考えた時に、整備するかの決断をされるのは町長です。誰が通られるか、何人の方が利用し、何台の車が1日に通るかを考えた時に、本当に必要かどうかを判断していただかなければいけないと思います。はっきり申しますと「無駄にならないだろうか」ということを行政が公共工事をやる時、一番の柱だと思います。このことはいいです。

それでは、今後の値上げについて、介護保険料を値上げされます。国保も値上げされますが、町長は、それで訓子府町の我々のような低所得者。今、僕は議員をやっていますが、議員を辞めると年金100万円です。今後、生活できると思いますか。今、本町は、215万円の平均給与と私の同僚議員から質問が出て、その時に、215万円の給与で町民税を支払い、介護保険料が50%に上がることは考えていませんが、今後の生活が成り立つのでしょうか。そして、水道料が値上された。水道料は、借換債などのいろいろ対応した時に、どうしても値上げなければならぬ値上げしたということですが、今後、我々の生活ができるのか。そして、各種使用料が他町村では、上がってないけども、本町は10年間合併しないために、先取りで値上げてやり、そしてそれが町民の負担になってないかの検証は、いつしていただけますか。3年後ですか。本当に、今回いろいろな手数料が値

上げされました。これは1年間で70万円程度、手数料の値上げというのですが、70万円というのは、どこかで何とかできないものでしょうか。決まってしまったから仕方がないということですが、何かを頑張ったら、70万円程度の値上げはしないで頑張れたのではないかと思います。これを3年後に見直しということですから、3年後に値下げすることもあるのでしょうかから、僕は、全て3年後に見直すということであれば、値下げもあると思い、時間が残り30分ですので、次の質問に移りたいと思います。

議長（橋本憲治君） 町長。

町長（菊池一春君） まず、議員のお話を聞いていると道路整備は、全て人通りが少ないところは無駄だというように聞こえてしまいどうしようもないです。例えば日出、柏丘、高園の全沿線住民と議員から要望書が上がっている南7線。このようなものも従来のものも含めて、本当に必要がないのか。私は、町の全体的なことから平等に可能な限り安心して、安全で通行できるような道路整備網は、幹線を中心にしながら、年度期限の早い遅いはあるでしょうが、総合的な視点で煮詰めていく必要があるのではないのか。そのためにも道路整備等についても、議員の皆さまから、ご意見をいただきながら進めているという考え方でございますので、この点もご理解をいただきたい。

それから、3年後見直しというのは、これは行政改革の基本的な考え方として、3年に1度見直しを図っていくということでございます。もちろん状況によっては、値下げもあるかもしれません。

しかし、全て値上げするということではございませんので、この点でいうと改めて3年刻みで、適正に使用料等が支払われているのか。あるいは徴収がこれにふさわしいかという社会的な状況も勘案しながら、私は判断し、ご提案申し上げますと申し上げているまででございます。値上げするとかしないとかではないということでございます。

そしてまた、介護保険でございます。端野自治区では、すでに約50%、北見自治区で29%の値上げが報道されています。私どもの町は約6%弱でございます。おかげさまで、約3,700万円の積立金がございます。可能な限り保険者の皆さんに、値上げを最小限に止めさせていただくということで提案しまして、それを3年間で値上げ幅をできるだけ少なくする。そしてそれは、各住民代表の皆さんの検討によりまして、これから行うであろう3年間の介護福祉の経費がどの位かかるのか。そして何が必要なのかということも含めて、最終的に、現在の3,500円の介護保険料を3,700円にということです。それは、基金も活用していきます。国は昨日の質問にも出ていましたように、激変緩和のために、幾分の補助金を出すということですが、現実的に最小限の今の状況では、値上げすることを本町として、そのように踏み切っております。国保料も値上げすることによって、確かに平成20年度は予想しない医療給付費の預金が底をつき3,000万円の赤字が出ております。平成21年度も3,000万円ほどの一般会計からの繰り入れを今回提案をさせていただいております。とりあえずは、保険者である住民の皆さんの値上げを即保険料に負荷するというより、健康のあり方、高齢者の方が安心して医療機関に掛かれるそのような状況を確認するためにも、1年間議員の皆さんも町民も含めて介護保険料のあり方と負担を今の状況から、なぜ赤字になるのか。そして今後どうしていかなければならないのかということ町民的な議論を1年間させていただく。そのためには、一般会計から繰り入れをさせていただくということが、私が何度も説明していることでご

ざいますので、議員が言っているように何でも値上げだということの考え方とは違うということをご理解賜りたいと思います。

議長（橋本憲治君） 川村進君。

9番（川村 進君） いえ、これは、値上げです。全て、値上げです。どのような言い訳されても、これはあくまでも値上げに変わりありません。行政側に私は何度も言っていますが、行政のやってきたことのしりぬぐいを町民にさせないでください。基本的な考え方です。これについては、もうお答えはいりません。値上げをする時には、慎重にお願いしたいということです。

それでは2つ目の質問に入ります。町内における物品・食材の購入についてお伺いします。これは2度目の質問になります。

去年6月に価格によって物品、食材を町内から購入するののかという質問を一度させていただいております。

今回は、町内における食材の購入についての1つ目として、給食センターにおける物品、食材の購入については、地産地消の考え方はどうなのか。

2つ目は、納入業者から納品書代1部10円と請求金額全体の5%を差し引いて支払っているのかどうかを教育長にお尋ねします。

議長（橋本憲治君） 教育長。

教育長（山田日出夫君） 「町内における物品・食材の購入について」2点にわたりお尋ねをいただきましたので、お答えします。

1点目の「給食センターにおける物品・食材の購入と地産地消の考え方」のお尋ねでございますが、物品・食材の購入につきましては、基本的には、町内の業者から購入するように努めております。

しかし、物品の中には、特殊な物品や季節的な関係などにより、町外から一部購入しております。食材につきましては、保護者にご負担いただいております給食材料費でございますので、少しでも負担を軽減し、栄養バランスに配慮し、おいしい給食の提供が求められているという認識の下、食材によっては、近隣町の共同購入や牛乳、パン、麺類など町外の業者から購入している食材もございます。

次に、「地産地消の考え」であります。平成20年度の地場産食材の使用見込みは、米、味噌が全部、玉ねぎ、馬鈴薯、人参は地場産が入手できない時期を除き、そのほとんどが地場産を使用しているほか、ほうれん草、いちご、メロンなども地場産を使用しているところでございます。学校給食におきましては、生産者の顔が見えるより安全な地場産を使用することは、子どもたちにも保護者にも安心していただけるものと考えておりますので、今後とも、関係機関、生産者等とも協議をしながら取り入れてまいりたいと考えておりますので、ご理解をお願い申し上げます。

2点目の「納入業者から納品書代1部10円と請求金額全体から5%を差し引いているのではないのか」のお尋ねにつきましては、給食センターに食材等納品いただくときの納品書は、業者がそれぞれ作成しているものでございまして、納品書代は発生いたしません。

また、「請求金額から5%差し引いているのか」というお尋ねでございますが、支払いは業者からの請求書に基づいて同額を支払っておりますので、ご質問のようなことはございません。

議長（橋本憲治君） 川村進君。

9番（川村 進君） これは2度目の質問ということで通告しておりますので、去年の6月に質問させていただきましたものを復唱してお尋ねしたいと思います。これは、町長にお願いしたいと思います。

まず、このお話を進めたときに、町長がいわれる法人格をもっているそのような施設で賄いを民間に委託したことから発生した事件でございます。これは、その賄いを下請した業者から町内での物品の購入及び食材の購入はよりゼロに近い回答が出てきましたので、私はそんなことでは困る、まずいということで、町長とも個人的にお話をしました。その席に商工会長も一緒に同席していただきお話したことと思います。そして、それ以後、30%ないし40%の食材は町内から購入をしたいとのことを福祉保健課長を通じてお話がありました。その後どのように確認されたか分かりませんが、この2月に私がある商店の方から、厳しい状態だから取引をやめたと通告し、もう納品をやめましたとのお話です。どのような内容だったのかを聞きまして、50枚つづりの納品書を1部500円で購入し、それを北見まで取りに行くことになっているようです。そして、驚いたのは、その納品書を1つにまとめて請求を出すのは、札幌本社に郵送することになっているようです。それから支払いが3月1日に納めた場合、5月10日に支払われる。要するに最終的な入金までに納品時から70日の期間が必要と言われた。長い期間を待たないとお金が入金されない。そして2つ目に驚いたのが、その中に値引率があり、最大5%の値引きをして支払われるとのこと。それは少しおかしいのではないかとの思いがありまして、福祉保健課長にお尋ねしたところ、法人格であり、分からないし、関与できない。ところが去年1回目にお尋ねした時、町長からの答弁をいただいている中には、その町が関与ではなく何か関係する機関でおかしなことがあれば、調査権が町長にはありますから、その機関へ入っていろいろなことを命令とまではいいませんが、できるというお答えをいただいております。どうして30%、40%の食材が購入されているか購入されていないかの確認をしていただけなかったのか。そして町長は、この5%の値引きされたもので支払われることが自然ですか。僕は、不自然だと思います。今、町内どのお店に聞きましても、消費者が逃げるから、儲けを10%以上取ろうとすると、よそから高い高いと言われ商売にならないくらい値引き合戦を続けているという時に、5%を引いて支払われるということは、これどうでしょうか。正常でしょうか。僕は、正常だと思えないのです。それで今回2度目の質問になりますが、なぜ30%、40%との約束をしたのに確認をいただけなかったか。確認をいただいていたら、このようなことを行っていたのなら、すぐ町長が言われる調査権があるなら調査に入っていたかなければいけないわけです。そして、改善をしていただかなければいけないわけです。これは、私が入手した、この施設の食材購入についての資料があるのです。この資料には施設は、本町から野菜を100%買うこと。そして、町の活性化を図るために設立するという目的が、僕のいただいている資料にはあるのです。そのことからすると野菜を100%買うことになり、そのことにより施設と町の活性化になるのではないのか。しかし、現況では全然、活性化ではなく退化して、不平、不満が出ておりおかしいのです。なぜ、30%、40%の食材の購入を確認していただけなかったのか。なぜ調査権で調査していただかなかったのか、きつい質問ですがお尋ねします。

議長（橋本憲治君） 川村議員、昨年6月にも同じ質問がありましたが、いずれにしても、その給食関係の質問は、十分に分かりませんが、法人格の質問は、前回と同じく、私たちが中身に入っていけないことを再度認識していただいて、質問に答えていただきたいと思います。

町長。

町長（菊池一春君） 以前のご質問の中でもありましたように、特別養護老人ホームは介護保険会計等の大変厳しい状況の中で、経営を何とか切り詰め、人件費や食材費等々も含め、できるだけ利用者や福祉のサービスを停滞させないという自助努力の中で法人がそれぞれの個店とお話をしたり、いろいろなことの中で、納入あるいは契約等を行っている。その独立した社会福祉法人に対して、町長がこうなさい、あるいはそれを100%町内から買わなければいけないということの権限は、自治体の長にはありません。

しかし、私は、改めて当時というより今の施設長にできるだけ、いろいろ大変でしょうが、地元の企業、商店から物品を購入する努力をしていただきたいとの申し入れを行いました。同時に商工会に対しても、自らが法人に対して、協力をお願いするということが当時、そのような決断をさせていただき、議員の意見に可能な限り答える努力をまいりました。

さて、時間も通告もありませんでしたから、このように答えるのが的確かどうか、私は分かりません。特別養護老人ホームは、平成元年すなわち昭和60年代の後半、60年過ぎから、佐藤町政時代に議会で大変なご討議をいただき、行政の絶大なる支援の下で法人が設立された経緯がございます。そしてその約束事の中に、用地の購入やあるいは建設に関わる経費については、行政が債務負担行為、すなわち行政が後年にわたって借金を肩代わりしますことを法人と確約書を当時3億2,888万3,000円の特養建設費等を含め、その内の借入金2億4,050万円については、町がお支払いをしますということを経営当時の社会福祉法人の福祉会設立代表者の小澤男也氏と訓子府町長佐藤忠義氏がお約束したのでございます。お手元の資料は行政上でいう確約事項ということではないでしょうが、おそらく当時の町長が努力目標として、可能な限り地元の経済効果をもたらすように購入するという約束をしたのではないのでしょうか。そして、設立当初は人的配置も町からもした経緯がございます。そして、経営者、理事者の皆さんが独立して、法人を経営するという状況ではなかったが、介護保険会計等々の将来を見通しながら、何とか行政も支援して、施設介護の特別養護老人ホームを民間主導で設置するということを決断したのだと私は記憶してございます。

しかし、状況は2000年の介護保険法が改正されて、措置から選択へと福祉制度が今、普通になってきております。そして、施設介護保険費等の手厚かったものが、非常に厳しい国の介護給付金になってきていることの中で法人が、自らがそのような決断をし何とかサービスを後退させないような状況をつくる自助努力の結果ではないのかと思います。そして実際は、今も今年度予算でも、その2億数千万円の残債、借金を返済しているのであります。

もう一言、時間がありませんので公共団体等の調査権の問題であります。このことは、私が正式にここまで立ち入って答弁をしておりますが、自治法の第157条に「地方公共団体の長は、地域内の公共的団体等の活動の総合調整、総合調整を図るために指揮監督

することができる」という明文がございます。それは地域の農業協同組合に対しても、社会福祉法人に対しても、各種団体に対しても、町長のもっている監督することというのには及びます。

しかしそれは、取り消し、打ち消し等の法的な権限ではない。書類を求めること等はできますが「このようにする」ということの権限はないのであります。ここは、お間違いないようにしてほしい。そして自治法上でいっている第96条の議会の権限であります。これはそのような公共的団体に対して、総合調整に関する事で、町長がその行いを求める場合は、議会の議決事項でございます。改めて、私には調整権はありますが、協力をお願いしますということは言えたとしても、そうした権限を行使するにあたって、議会に提案してごさいませんし、これからの状況で、今の問題におきましては、川村議員がご心配のとおりだとすれば、改めて福祉会のほうに「そのような意見がございました」「説明を聞かせてください」との程度ではないのでしょうか。そしてそれが不合理なものであるならば「ぜひ改善のご協力をお願いしたい」ということになるのではないのでしょうか。逆に言いますと、そこまで申し上げるならば、議員自らが福祉会に意見を求めてはいかがでしょうか。

議長（橋本憲治君） 川村進君。

9番（川村 進君） 町長も私の言っていることを理解してないようです。私は、訓子府町が町民の金を入れている施設です。その時に、食材の購入をやらなくてもいいのかどうかという判断をしていただきたいのです。当然、今後、町にある施設で債務負担行為であろうと何であろうと寄付でないですから、その金が入っていくのです。町民のお金が入っていく時に町民の不利益、不快感をこうむるものであっては、困るので町長に聞いているのです。そしてこの中に「将来にわたり訓子府福祉会と協調し、訓子府町が関与し続けることを法人の設立者と合意し、社会福祉法人が設立された」とあるのです。これは、町長がお持ちの資料と私の資料が違うのですか。僕はこの資料は正しいと思います。はっきり言いまして、町長が言われる議会の議決をもらわなければ、何もできないということであればしょうがないのですが、私は訓子府町にある施設に、訓子府町の町民のお金が入るが、訓子府町の業者から食材などを買わないというのは、おかしくはないかとお尋ねで、中身は法人というのは、私は会社をつくったこともあればいろいろあります。法の上では人間ですから、納税の義務、教育の義務、労働の義務を負います。これが法人です。そして、人間ですから約束事は守らないといけないのです。法人というのは、そのための法人です。約束事を守られない法人格は、この世には存在しないのです。町長がいわれる法人というのは、どのようなものであるかよく私に理解できません。そして、訓子府町にある施設に訓子府町民のお金を入れるのですから、その時に、町民が不信感、不快感を持ち、利益を損なわれるものではないかと思えます。いかなる法人であっても納税の義務、教育の義務、労働の義務を負います。そして人間ですから、約束事を守らなければ、法人格の資格が失われるのです。私はそう思います。この答弁はいりません。町長と私の見解の相違との結論に達しました。

しかし、この私がいただいている資料によると関与はできるとなっており、それを法人格が認めたという文章があります。お見せしても結構です。ですから訓子府町から食材を買わないような施設にお金を入れるのは、政治家言葉で「いかななものか」ということを

お尋ねしているのです。

これで9番、川村進の一般質問は終わります。この件についての答弁はいりません。

議長（橋本憲治君） 町長。

川村議員、最後の答弁はらないということですが、何点が答弁をしたいということですか。

町長。

町長（菊池一春君） 福祉会は理事を含めて、多くの役員の皆さんは、全員の方が訓子府町に在住の方でございます。そして今、地域の小売商業が大変厳しい状況の中で何とか地元の法人として、地元から物を買う努力もしている。私は、そう信じております。

しかし、経営状況では、なかなか厳しい中、その福祉サービスを後退させられない独立採算制の状況の中で、いろいろな工夫の中で、経営努力されているところでございますので、川村議員には、ご理解を賜りたいと思います。そして、平成元年に約束をした資料は、お見せいただかなくても、どのような約束だったかということは、私なりに資料を持っております。それは1つの姿勢として、当時の時代と開設の状況から、町長がそのようなことを公式な文章ではございませんがお約束したのだと私は理解しております。私の手元にある誓約書は、公的なもので先ほどご紹介したとおりでございます。

しかし、この21年間に福祉をめぐる状況が、大きく変わってきている。厳しい状況は、国の施策を含めて、非常に困難な状況に今、なっている中での福祉会としてのご努力というように理解しております。しかし、そのような状況でも、重ねて私も福祉会のほうには「地元の商店のご利用をお願いしたい」ということを申し上げる考えでございますが、それ以上に小売商業者自らが組織を通じて、商工会なり商店街協同組合を通じて、ぜひ福祉会のほうへ商業の皆さんの声として、商工会長を中心にしながら、私は申し上げるのが筋ではないかというように考えております。

以上でございます。

議長（橋本憲治君） 9番、川村進君の質問が終わりました。

ここで午前10時40分まで休憩をしたいと思います。

休憩 午前10時31分

再開 午前10時40分

議長（橋本憲治君） 休憩前に戻り、会議を再開したいと思います。

次は7番、佐藤静基君の発言を許します。

7番、佐藤静基君。

7番（佐藤静基君） 7番、佐藤静基。町長は、先の町政執行方針、冒頭において、平成21年度は町長としての任期4年目の折り返し地点であり、重要な年になっていることを町長として、町政担当への力強い姿勢を示されました。

また、執行方針並びに平成21年度予算の内容におきましても、現状の厳しい行財政の状況を踏まえたものであり、改革に対する強い意欲が随所に感じたところでございます。私も町長が目指すこの熱い思いには、全く同感であります。

しかし、現状におけるこの世界的規模の景気の低迷は、今後さらにその厳しさが増し続

くものと予測されているところでもありますので、ぜひ全町民が希望の持てる未来の訓子府のために、平成20年度からスタートした「財政健全化戦略プラン」を不退転の強い決意を持って断行に邁進^{まいしん}していただくことを心から、特にご期待いたしまして、質問に入ります。

まず、町の遊休地及び空き施設の有効活用について伺います。この件につきましては、先の平成19年の第3回定例会におきまして、小林議員の質問に対しまして、町の保有財産で将来的に利用計画のないものについては、積極的に売り払いを行う。そのような考えであるとの答弁から、今回は、少し具体的な物件について、伺いたいと思います。

冒頭にふれましたが、平成20年度から平成26年までの7年間で「財政健全化戦略プラン」と期間を定めて、目標総額12億3,200万円の経費の圧縮、毎年約2億円の実効果額として、町民と一体となつての財政健全化を目指してから2年目となります。平成21年度の予算もこれに沿った内容となっているものと思います。

しかし、現実的には経費の圧縮には、非常に多くの課題が想定されると思います。この厳しい再建計画の達成には、削減と増収の部分があると思いますが、削減には自ずと限界もありますし、増収においても現在から将来の見通しについては、相当困難であるとも考えます。このような状況の中で、今一度、町有財産の有効的な活用について、改めて見直し、検討するのをも一考と思いますので、次の件について考え方を伺いたいと思います。

1点目として、旧商工会の活用と跡地利用等の考え方について伺います。

2点目として、大町にあります健康センターの解体後の跡地利用計画について伺います。

3点目として、「歴史館」の管理人室。西側の隅にある管理人室のことではありますが、この活用についてであります。

現在、北電から借りている防犯協会と交通安全協会の事務所をその歴史館内の管理人室に移動してはどうか。そのことにより現在、賃料の月額3万円の経費削減と歴史館についても多面的な活用が期待できると思いますが、その考えについて伺いたいと思います。

以上です。

議長（橋本憲治君） 町長。

町長（菊池一春君） ただいま「遊休地及び空き施設の有効活用」につきまして、3点にわたってお尋ねをいただきましたので、お答えさせていただきます。

まず1点目の「旧商工会館の活用、跡地利用の考え方について」でございます。旧商工会館につきましては、訓子府町商工会の所有施設でございます。現在、青年組織や婦人組織の時間制限の伴わない会議スペースやイベント時のトイレとして活用されているところでございます。町としましては、現段階で旧商工会館を活用する具体的な考えはもっておりませんので、跡地利用につきましては、商工会によって取り壊しが具体化された段階で今後、検討していく考えでございます。

2点目の「健康センター解体後の跡地利用計画について」のお尋ねでございますが、旧母子健康センターにつきましては、「補助金等に係る予算の施行適正化に関する法律」というのがございまして、適用を受けなくなる平成22年以降に解体する予定としております。跡地利用に関しては、具体的な検討には至っておりませんが、現段階では町としての利用は考えられないということから、売却することになると考えております。今後、処分方法を検討してまいりたいと考えているところでございますので、ご理解を賜りたいと思いま

す。

3点目の「歴史館の管理人室の活用について」のお尋ねでございますけれども、初めに防犯協会の事務所の経緯について、少し説明をさせていただきます。この施設につきましては、町と北海道電力株式会社とが賃貸借契約を締結し、平成13年度までは、社会福祉協議会が事務所として使用しており、その後交通安全協会及び防犯協会の事務所として使用し現在に至っているところでございます。契約により賃料を町が負担していることから、「財政健全化戦略プラン」の中で、他の施設利用などによる賃料軽減について検討を行ってきているところでございます。歴史館につきましては、議員ご承知のとおり、施設管理費の軽減の意味合いから、必要の都度開館する運営形態に変更したところでございますが、歴史館の必要性や学びの場、さらには住民の財産としての将来的な価値を考える時、今回議員からご指摘がありました件につきましては、大変貴重な意見として受け止めまして、施設を管理する教育委員会や関係する交通安全協会、さらに防犯協会、さらには施設整備時の起債や補助金などの制限などを総合的に勘案しながら今後、検討してまいりますので、ご理解をお願いいたします。

議長（橋本憲治君） 佐藤静基君。

7番（佐藤静基君） まず、旧商工会館の件であります。昨年の7月に交流センターへ商工会館が移りましたので、あそこは今のところ空いている。このような状況なのですが、この施設を解体する場合、かなり大きな建物ですので、かなりの資金が必要になると思います。しかし、昭和45年から、現在39年が経過しておりますが、あの場所といい、建物が317平方メートルと非常に大きいので、町や商工会で改修し、他に使うというような検討の経過はなかったのか。それと撤去の場合、今の答弁では、商工会にお任せするというような意味に解釈されるのですが、実は、商工業というものは町の事業として、農協や他の事業と違うわけです。例えば、土地の賃貸料も評価の2分の1で金額でいいますと年間9万6,000円ぐらいと聞いております。商工会がいつやるのか分かりませんが、その趣旨として使っていないとするなら、料金をまともな倍額もらうべきでないのか。あの空き地は現在使用しないわけですから、その辺のことも少しどのように思っているのか。考えを聞かせていただきたい。

それと建物は分かりますが、土地の総面積はどれぐらいあるのか。この道路の西側は、町の駐車場や各種のイベント広場として、非常に活用されているし、跡地の価値は高いと思うのです。あの跡地はいろいろ今の答弁で、確か今後、十分検討して、今のところどのようにするのか考えていないといいますが、非常に重要な場所でありますので、この点について、もう少し伺いたいと思います。

議長（橋本憲治君） 町長。

町長（菊池一春君） ただいま、今後の活用がないのかとの質問ですが、現状の建物について、実は3月13日に回答したところでございますが、昨年の6月18日に商工会会長名で町長宛てに銀河線跡地駅舎周辺並びに商工会跡地有効利用のご提案を文書でいただいているところでございます。その多くは今の商工会館の跡地につきましては、現状では、盆踊り、秋祭り、あるいは商工会、JA合同の畜産物収穫祭のイベントを積極的に開催するために、現在の場所を利用することが必要不可欠である。町の大イベントを担っている青年女性団体の時間制限に左右されず、利用できるスペース。長寿会館が老朽化している

状況から、近隣町内会の活動拠点となるべきスペース。駐車場が十分にあるので、住民が気楽に何でも利用できるスペースをつくるために、次の整備をお願いしたい。

イベント時に必要なトイレの整備。

イベント時に必要な物品庫の整備。

青年女性団体が利用できる集会スペース。

老人クラブ活動、近隣町内会等の集会スペース。

住民が気楽に何でも利用できる集会スペース。とのことで図面を添付して商工会として、町がそのようなことを行ってもらえないかとのことを私どものほうに要望として上がってまいりました。私は、3月13日に町庁の内部協議を含めた結果として、事務所移転に際し、提案がありました旧商工会館の活用につきましては、内部で協議した結果、町として活用する具体的な考えはございませんので、商工会として、旧商工会館の今後のあり方について検討されますようお願い申し上げますと文書をもって回答をさせていただいているところでございます。すなわち老朽化し、そして雨漏りやいろいろなところの状況が大変だということで、私は、マニフェストにも商工会館を今の駅舎跡で使えるように、最大限の努力をするとマニフェストでお約束をいたしました。

しかし、当時は、農協の土地改良区があそこに入っておりましてし、そういう中では農協が今、職員の異動等も含めて、空くのではないのか。農協の事務所内にスペースが空くのではないのかということも含めてご理解をいただき、土地改良区については、支所の方に移っていただいたというのか。移った経緯がございますので、私は改めて商工会の役員、そして会長を通じて、あそこの旧駅舎の活用について検討いただき、そして議会のご承認もいただいて、あそこの駅の方に商工会を移した経緯がございます。その経過からも現状の老朽化した施設。議員もご指摘のとおり、既に39年が経過しているあの施設を改造して、町が利用するとの考え方には、今たっていないということでございます。

しかし、議員もご心配のとおり、取り壊し、廃棄の費用がかなりかかるのではないかと思います。それで、使わなくなったのだから、すぐ壊せということには、私はなりませんので、商工会が自らの資金を積立しているということも聞いておりますので、できるだけ早くその決断を、商工会全体の合議を得て、お聞きしますと今度の理事会でその議案が諮られるようでございますので、その決定に基づいて商工会自らが何らかの処分について、考えていただくということで私どもは、そのような考え方にたっているところでございます。

そして、土地の総面積317,263.5㎡でございます。およそ坪数にすると100坪弱ということでしょうか。これは、将来的に今のところまだ売却することを考えておりませんので、将来的に今幾分の要望が出てきてございます。あるいは図書館の増やあるいは、町の中の駐車場を一体化することで使うか等々も含め、処分後に、改めて庁舎内あるいは関係機関等も協議しながら、処分のあるいは利活用の方法も含めて、検討してまいりたいと思いますので、ご理解を賜りたいと思います。

議長（橋本憲治君） 佐藤静基君。

7番（佐藤静基君） 急いで取り壊さないということは、敷地料金もそのまま当分据え置くということですか。

議長（橋本憲治君） 町長。

町長（菊池一春君） 商工業は、ある意味で公という考え方もありますから、9万6,000円分位の2分の1にとどめているのではないのか。それを使わないということであれば、正規の料金に戻すべきではないのか。ここは条例上の取り決め等についてどのようになっているかは、まだ分かりませんが、ただ私どもの報告では、先ほどの答弁で申し上げましたように、青年団体、商工の婦人団体等が深夜等に及ぶものについては、あそこを活用しているという報告を受けておりますし、それからイベント等の盆踊りやいろいろその付近で催しものがございますが、その時には、トイレ等の活用も含めて、あそこを今幾分、少ないですが使っているとの報告を受けておりますので、現状では今すぐに料金を2倍にするという考え方にはたっておりませんので、ご理解を賜りたいと思います。

議長（橋本憲治君） 佐藤静基君。

7番（佐藤静基君） 2点目の健康センターについて少し伺います。

平成22年度までは取り壊しができないのは、補助の関係でできないということですが、今、先も説明があり、先の委員会で説明がありましたけれども、町の臨時職員を使ってなるべく経費を安くすることで内部の取り壊しを行っているとの状況ですが、あその土地の面積は、どれくらいあり、将来の使い方を今の時点で商工会側は売る考えはないとのことでありましたが、町としてあの場所を活かし使う考えはあるのか。あるいは売却を考えているのか伺います。

議長（橋本憲治君） 町長。

町長（菊池一春君） 答弁で申し上げましたとおり、俗にいう私どもは適化法という言い方をしております。これは「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」というのがございまして、健康センターを建設する時に補助金をいただいた。それを目的外に使用するあるいは取り壊す等については、確か記憶では、50年間経過後というように記憶しておりますが、その前に壊すということは、補助金の返済等の措置が取られるということですから、私自身は現状の50年間なりの期間を過ぎてから、処分を考える。

土地につきましては、952㎡でございますから、およそ1反の広さがございます。今、中身は、議員ご存知のとおり、うちの職員といいましょうか含めて、手のかからないものについては、一部廃棄物の処理をしたりし、できるだけ自前で壊しながら、経費の軽減に努めているという状況でございます。

将来の使い方でございますが、1反の面積で、場所に住宅等が隣接しているということから、基本的には売却の方法しかないのではないかと考えているところでございます。

なお、それはまだ検討の余地がございますので、さらに慎重に、まだ幾分時間がございまして、時間をかけて最終的なご提案をさせていただきたいと思っております。

議長（橋本憲治君） 佐藤静基君。

7番（佐藤静基君） 壊すことについても跡地の利用についても、時間があるということ、少しあの土地と関連したことで少し伺いたいのですが。

鉄道が廃止になりまして、現在、跡地処理に取り組んでいるところでありますが、鉄北地域の長年の念願でありました道路の設置場所について、現在、駅舎の横を通過してクランクとなり、民間でいいます高尾電気のところに出ていくというような案で検討中でありまして、その図面も去年の時点で考えているというようなことも示されました。ただし、あの

道路については、緊急を要することではなく、クランク的なこともありますし、通常的生活路線として使うのでないため、あまり直線でなくても何とか我慢できるのではないかというような説明があったように記憶しております。ご承知のように、町の真ん中をでやむ得ずですが、クランク的な道路にするのは町長も承知のように、非常に不評であります。なぜそんな曲げてつけないければいけない。例えば、冬の場合、除雪にしても非常に想像しただけで分かると思いますが、不都合な道路になると思います。そこで、急ぐ事業でないとするならこの際、健康センター跡地、そして、農協の北側に位置する鉄道跡地、現在、農協が使用している駐車場の西側、駅の西側にあります駐車場は肥料の資材置場になっているのです。この3点を総合的に協議し、何とかあそこに直線的か、やや直線的な道路としたい、今朝も見たのですが、直線でいきますと少し高尾電気の住宅がかかりますので、斜めになるかもしれません。それは余談ですが、極めて直線的な計画することで、道路が短くなりますし、維持管理、コストも安くなる。そこで、きたみらいといいますが農協の話です「いろいろ経費もかかるし、せっかく合併して、コストが下がるのに余分な土地は買わない」との基本的な考え方があるようですが、この3点をうまく活かし、例えば、私はバス停のこちら側を道路にするというのは非常に難しく、あそこが非常に難所だと思うのです。ロータリーを使って道路にするのは。そこで駐車場も狭い、特に、冬は雪もありますし、駅といいますがバス停の駐車場としては、非常に狭い。農業交流センターを使うのもあそこが駐車場です。あの場所を道路いっぱい今、考えている農協の資材置場まで駐車場として利用させてもらえれば、それはいわゆる交換条件といいますが。これから、農協の協議なのですけれども、母子センター跡地一面と交換といいますが。そのようなことを総合的に考えるとクランクよりもはるかにこちらの方が利便性が高い。道路が西側に少し寄りますが出入口は、北側から見た時と鉄北から見た場所は全く同じ位置につくわけですから、駅からあの部分が、まるきり横に走らなくても直線につく。そのような考え方があります。この辺についても、農協と十分相談をすれば話ののれない内容ではないのではないかと思います。一反分あるわけですから、あの場所を例えば資材置場だとか今、職員の駐車場、これは、農協の土地ですから、どのように使おうと「こうしなさい」ということは言えないかもしれませんが、あの駐車場を今の資材置場に、少し移してもらうなどする。それから鉄北の用地が、非常に安価な値段で利用できますので、その辺も含めて総合的に道路のことも考えてみてはどうかと思います。道路というのは、1回つけますとかなり長い期間、永久的に残りますので、慌てることなく十分考えて検討してはどうですか。

この件について、もしそのような思いがあるのであれば、少し意見を聞かせていただきたいと思います。

議長（橋本憲治君） 町長。

町長（菊池一春君） ご存知のとおり農協第2店舗の東側にかつて、訓子府町の青年団4Hクラブの拠点施設だった研修所がありまして、農協と町との確約事項ということで土地を農協にお返しするという中で、あそこを今現在のような形で使っているという経緯がございます。今、議員が言われるように南北につなげる道路は、直線化のためにも検討する必要があるのではないのか。ただ、状況では、鉄道跡地の倉庫等の隣接地を農協が用地を獲得していただける買っていただけるような考え方はないのかということ、うちの職員からお話した段階では、ご指摘のとおり「不要な財産は現時点では買う考え方はない」

とのお答えだったようでございますから、改めて鉄道用地の跡地と農協自身が財産購入を含めて、どのようにお考えいただけるかということ。さらには、直線化に伴っているいろいろな問題が出てくる。逆にいうと問題も土地、用地交渉あるいは取得等も含めて出てくると思いますから、これは総合的に検討させていただきたい。直線化に関わる総合的な判断として、跡地の利用を代替地として、お願いするということも含めての検討も視野に入れたいというように考えますが、いずれにしても現段階では「こうする」ということはいえませんが、貴重なご意見として、検討させていただきますので、ご理解を賜りたいと思います。

議長（橋本憲治君） 佐藤静基君。

7番（佐藤静基君） このことは、非常に農協としても今なかなか8農協が1つになった関係で、非常に難しい状況にあるのです。なかなか利用者がこのような話をして、ちょっととりにくいという状況にありますので、あそこを道路にすることによって、あの資材店舗に、私たちはAコープよりもはるかにあそこで、用を足すことが多いわけですから、そのような意味でも、そのことを十分ご説明いただき、今度は、職員でなく町長自身が出向いて、ぜひ話を総合的な判断で、そうなるように1つ努力していただきたいと思います。

それから、3点目の歴史館の管理人室の件であります。少しこれからそのことについて協議することありますので、その協議の材料としてお話ししたいと思います。当時、旧庁舎を歴史館として使う場合について、いろいろと論議した経過があります。かなり論議いたしました。その中で、イベント会場として、あの広場を使う場合に、歴史館のトイレの有効活用できないかと協議がありました。今回、商工会館を取り壊すことによって、イベント時のトイレが長寿会館にしかないこととなりますので非常に少ない。そのことで、今回改めて、あの場所に、もし防犯協会や交通安全協会が入ることによりまして、当時、歴史館のトイレをその時に使うと非常に館内が汚れるとか展示品が荒らされるおそれがあるとのことで使用しないことになりましたが、あの歴史館の特徴は、体験型が特徴でありまして、町民が入って汚れる位で人の出入りを制限することでは、本来の町民の歴史館としての目的には、僕はそぐわないのではないかと。あそこにもし2つの協会が入ることになれば、例えば安全管理にも一役あるでしょうし、イベントの控え室として近いわけですから、商工会館の代わりに使えるということがありますし、トイレも無人でないわけですから、イベントは、年に2回か3回しかありませんので、できるだけ町民の歴史館として、親近感を持てるような、あるいはまた歴史館に感心を持っていただくためにも、多目的な活用を考えるべきだと思いますが、これについては、検討するということですが内容についてはいかがですか。

議長（橋本憲治君） 町長。

町長（菊池一春君） 答弁で申し上げましたとおり2つ3つハードルがございます。これは1つは、先ほど申しましたように補助金の関係で、あそこを防犯協会などが入ることがいかなものかということ。これを乗り越えていかなければならないということが1点であります。

それからもう1つは、教育委員会の管理している施設でございますから教育委員や教育長たちとも、これは煮詰めていかなければならない行政上と、お互いに有効活用という点

ではどうなのか。

それから3点目で申しますと確かに言われるとおりイベント等のトイレにどうなのか。あそこで例えば盆踊り等やるとあの施設の中に入って、そして西側のトイレを利用するということなのですが、イベント等でビールを飲んだり、かなり酔っ払うとかいろいろなことがございますから、あの施設を使わせるのが本当に良いのかということ等々含めて、答弁でも前向きに検討させていただくということで、あの施設を使わせていただくということを検討課題としながらも、課題も一方では、そのようにあるということで、さらに、教育委員会とも詰めながら、前向きに検討していきたいと思っておりますので、ご理解を賜りたいと思っております。

議長（橋本憲治君） 佐藤静基君。

7番（佐藤静基君） いろいろ行政の建物ですから、制約があることは分かりますが、いずれにしても町民の歴史館であり、町民が酔っ払って入るわけですから、よその町外の人が入るわけではありませぬので、その辺のこともぜひ1ついわゆる町民が喜ばれるような方向で、ぎりぎりの線で1つ前向きなご検討をいただきたいと思っております。

次の質問に入ります。温泉保養センターの今後の運営について伺います。

このセンターは平成3年オープン以来、18年が経過いたしました。この間、近隣市町村には、温泉ブームもあり、類似する施設が次々とオープンいたしました。

しかし、当町の温泉は開設以来、後半の平成11年以降は、赤字経営と一転し、特に平成17年からは、燃料の高騰や景気の悪化により、その影響は多面的に拡大し、当然、温泉利用者の生活環境も変化いたしました。当町の温泉では、特に町外からの利用客の減少が目立ち営業収支の悪化が著しく、平成20年度の見込みでは、これは訂正いたしますが、この通告書つくる時には670万円位という説明といたしますか担当課の予想だったのですが、その後担当課の話では、最終決算では500万円台の赤字に治まるということでしたので、500万円台に訂正をいたします。いずれにせよ厳しい町財政運営の中にあって、今後、当町の温泉保養センター運営は、どのように考えているのか。

以下の点について伺いたい。

1点目として、当町の温泉保養センターは、町民の必要性についてどのように位置付けているのか。

2点目として、今後、赤字削減や運営改善策はもっていられるのか。

また、赤字運営で継続する場合、その限度はどれ位の額と考えているのか。

3点目として、平成20年度を目途に「指定管理者制度」への導入も検討するということがありましたが、どういう経過であったのか。

4点目として、一定の条件の中で民間企業等への売却の考えはないのか。

以上の件について伺います。

議長（橋本憲治君） 町長。

町長（菊池一春君） ただいま、「温泉保養センターに係わる今後の管理運営について」4点のお尋ねをいただきましたので、議員がご指摘のとおりかなり厳しい経営状況であることは、紛れもない事実でございますので、以下そのことも踏まえながら4点についてお答えさせていただきます。

1点目の「温泉保養センターの位置付けについて」でございますが、設置条例にありま

すとおり町民の健康づくりと福祉の増進に寄与することを目的として設置されたものと認識にたっております。

2点目の「経営の改善策について」のお尋ねでございますが、本年度につきましては、ガソリン高騰の影響により近隣市町からの来客が減少し、入館者数が前年と比較し10%減少したことに加えて、燃料高騰による経費が増加し、大幅な赤字経営となっているところでございます。

しかし、ガソリン価格や燃料価格につきましては従来水準まで現在戻りましたし、入館者の回復に期待しているところでございます。

また先般、利用者100万人達成記念として町内小中学生に無料券を配付し、家族を含めた新規のお客様の確保にも努力しているところでございます。今後も、入館者の増加対策について知恵をしばりながら、設置目的の達成に向け経営を継続して考えてまいりますので、ご理解を願いたいと思います。

3点目の「指定管理者導入」に関するお尋ねですが、本町の施設は直営であり併設施設もないため、指定管理者への移行により人件費等の削減など劇的な効果は望めないとの認識のもとで、指定管理者導入につきましては、経営収支に変動要素が大きいと、ある程度安定した状況となり条件提示可能となった段階で検討する考えでございましたが、ご承知のとおり燃料価格の大幅な変動や景気の急激な悪化、先月になって北見市の温泉施設の突然の閉鎖などの状況から、経営の不安定要素が大変強く、当面は現状どおり直営方式で経営する考え方にたっているところでございます。

4点目の「民間への売却」に関するお尋ねでございますが、売却により購入業者は様々な税の支払義務が生じることなど経営条件が厳しくなることから、実現性は大変低いと認識しております。町としては、現状において売却の考え方は、現時点ではございませんので、ご理解願いたいと思います。

議長（橋本憲治君） 佐藤静基君。

7番（佐藤静基君） 今の答弁で2点目のところで、赤字でも当面直営でやるということですから、赤字の限度額というのは示されなかったわけですが、いろいろ温泉についての経営収支は、置戸町の状況で承知だと思いますし、北見市でも建てては閉鎖し、噂ではまた、新たにできるという噂もあるくらい非常に不安定な中でありまして、直営ですにしても、燃料だけではなくて客が減り、特に経費がここ2、3年増えているのは委託料と需用費が合わせて200何十万円くらい増えているのです。それなりの事情があり、委託側が料金の交渉をしたと思うのです。調べてみれば分かると思うのですが、ここ2、3年でこの委託料と需用費を合わせると250、260万円位の経費が増額になっているのです。そのような中で後に答えていただければいいのですが、どの程度、町民の福祉と健康を守るためにこの温泉センターを赤字でもやるとの思いでいるのか。その点を再質問の後にお聞かせいただきたいと思います。

それから昨年燃料価格の高騰によりまして、全道の公衆浴場で料金値上げが認可されました。その際、議員協議会でも説明を求めて、説明があったのですが、当町では値上げは、逆に利用者の減少につながるとして、料金を据え置いたわけです。この値上げたのか値下げたかによつての比較は、非常に難しいと思うのですが、この500何万円の赤字の収支をみて、値上げについてどのような評価をしているのか感想だけでもよろしいで

すのでお聞かせ願いたい。

それから、指定管理者制度であります。たまたま私は仕事の関係で北見市と支庁の職員と会う機会が多いわけですが、北見市の場合は、129事業に指定管理者を一定の条件で内容は様々でしょうが、一定の条件をつけて実施していると聞いております。現状その全てが全部赤字経営であります。この先どうなるのか、その職員は心配しておりましたが、ただ現状のまましがみ付いてといいますか、直営で頑張るのか。1つのチャンスとして指定管理者制度は、非常に運営の規制が変わってくるわけです。1つには、民間事業の活性化とお客さんの多様化するニーズの効率的にも対応できる。それと利用者へのサービスを図ることを目的としておりますので、かなり訓子府町の場合は、その道を選ぶ可能性を全く否定すべきではないのではないのかと思います。おかげさまで当町の温泉の規模としての利用客は、比較的他の町村より安定していると思います。利用客は北見市と訓子府町が半分半分位です。しかし、北見市の利用客が10%位減ったと聞いておりますが、比較的安定した集客を持っておりますので、これを何とか民間に移してみてもどうか。これは水量のこともありますが、思い切って新聞やインターネットで広く公募してみてもどうですか。協議して合わなければ辞めればいいわけですから、民間委託についても、これからいろいろな面でやはり事業者が他からくると、その分また人も賑わうということもありますし、訓子府町の業者でも全然構いませんし、その辺についてはいかがですか。

議長（橋本憲治君） 町長。

町長（菊池一春君） 何点かご指摘をいただきました。委託費、需用費がこの3年間で増えているということについては、私の答弁の後で担当課長から答弁させますが、大筋として指定管理者やあるいは売却等で私どもが躊躇していることというのは、幾つかの理由がございます。

1つは、指定管理者制度で近隣で申しますと置戸町でございます。置戸町はご存知のとおり指定管理者と契約をしていたものを1年位で引き揚げ、大幅な改修を町がして、その上で改めて、置戸町在住の方に管理者を委ねる。しかしそれも詳しくはよく分かりませんが応分の負担を、例えば入湯税等の負担を町が行うとか。指定管理者は自治法の改正により、行われていることですから、否定する何もものもございませんが、その点でいきますとうちの町では宿泊施設もない状況の中で、果たしてそれが可能かどうかという点では迷いがございます。それから、例えば指定管理者を行っているところでいくと大体1,000万円の赤字等の中で公募をしている。しかし、公募してもなかなか集まらない。例えば、小清水町等々を含めて、私の入手している状況では、集まらないという状況を考えるとそしてまたさらに「玉姫殿」というのでしょうか。あそこにも「たぬき湯」があり、それからお城みたいな建物も閉鎖したようでございます。それから料金の値上げでいきますと北見市の東側に温泉が新たに建ちました。ここの利用客というのは、うちの町の利用客と重なる部分が大変ありまして、その状況から、あそこは何湯と言いましたか。「のっけの湯」というのでしょうか。依然として、料金据え置きで私どもの町と競合している部分でいきますとうちが上げることで北見市からの利用客がどうなるのかという意味で、2つ目の躊躇であります。

3点目です。「売却のことも考えないか」ということであります。これは、公衆浴場の果たしている役割でいきますと何件位に浴場がなくて、あそこを公衆浴場として使ってい

るのか。それから建てた時のポケットパークにあった「松の湯」の状況からの経過としても、そういう社会的な役割というのはもちろんありますが、その戸数は今、かなり減少してきているという状況と私はとらえております。ただ、ここ数年前におよそ7,000万円近いお金をかけ、投資し改築したという経過から考え、即民間に売却するという決断が、あるいは買い手の問題もありますが、本当にいいのかどうかということを考えて、私どもは、もうしばらく推移を見守りたいという決断をしているところであります。もちろん、あの温泉保養センターを建てた時の考え方に、公衆浴場料金をうちの温泉の利用料金にするという考え方がございます。私どもも担当課とそれから温泉に関わっている人たちとも話し合いをし、今それを上げることが、先ほど言いましたように、近隣で一番大きな影響をしているところも料金据え置きというところで、料金の上げも見合わせていただいたという経過でございます。確かに、毎年500万円の赤字を抱えていることが、町として本当にそれでいいのかというお考えについては、悩むところでございますが、しかし、500万円が高いか安いかは分かりません。現状ではこうした諸々の状況を見極めながら、今後、決断し新たな指定管理者も含めたカードを切っていくということも検討していきたい。極めて消極的な答弁で申し訳ないのですが、そのような状況でございます。

議長（橋本憲治君） 農林商工課長。

農林商工課長（山内啓伸君） 事務的、数字的な問題で一言だけ、委託料の関係なのですが、16年の8月にリニューアルで大きくして以来、月額60万3,000円の料金は全く変わっておりません。

議長（橋本憲治君） 佐藤静基君。

7番（佐藤静基君） 検討するということですから、先ほど冒頭に申し上げましたように、健全化プランというのは非常に厳しいものがありまして、赤字の事業を続けるということが、最大のやはりテーマの1つだと思うのですよ。もう1つ挙げれば大きな水を使っているプールもそうですが、かなりあれは大きな削減となってきていますけれども、かなりこれから私はもう一踏ん張りすれば、まあまあ、止も得ないのかなと思うとこまで削減の努力はあります。赤字の状況を進めながら、他方では先に質問いたしました中で、住民が負担をするというのは非常にやはり慎重にならないと思います。

そこで少し時間がありますので、今の少し調べてみたのですが、温泉の収支について少し話をして、意見を聞きたいのですが、平成3年から20年度までの事業収支であります。先ほど言いましたが、前半平成3年から10年までの8年間は、累積黒字で1,100万円あります。年平均しますと139万円位の黒字ができました。平成11年から20年まで、20年というのは、推測ですから、550万位で計算したつもりですが、10年間の累計赤字は3,850万円位になります。年平均385万円位になります。これがずっと続いているわけです。これには、今、町長が言いました約7,000万円と言いましたが、平成16年に6,700万円のお金をかけた工事費は、含まれておりません。先ほど町長が言いましたが、先日18年目で100万人を達せられました。利用客の増と経費節減にこれから努めて、これから何とか頑張りたいということではありますが、この先の景気といいですか、状況がどう変わるか分かりませんが、早めに手を打たないと温泉の数字は、変わらないにしても町財政はかなり厳しくなりますので、早めの財政負担に対する対策は考える必要があると思います。

それから町の温泉の必要性についてであります。このことについても、十分私は承知しております。当時の風呂屋さんとは、状況が全然違います。担当する課で調べますと本当に風呂のないのは1件か2件であります。そのことで、私が最初に聞いたのは、それでも町にとって必要なのか。町長は、健康と福祉の増進に必要だと答えられました。それは、当然だと思います。最後にひとつ温泉運営について、改めて町長の考え方を伺って、私の質問は終わります。

議長（橋本憲治君） 町長。

町長（菊池一春君） 第3セクターのあるいは公社営等の温泉保養センター等の利用あるいはかんぼ等の閉鎖等が、今問題視されている状況であることは、私自身も知っておりますし、私の町で言っている委託形式というのはある種の直営で、第3セクターではないという考え方。管理そのものをお願いし、見積りをお願いし、そして受託した事業者が雇用し、そして管理している。大幅な改造あるいは修繕費等の維持管理費、それから光熱水費等については、町がお支払いをしている。その赤字がおよそ500万円です。議員のご指摘でいくとこの10年間で年平均385万円赤字であり、入ってくるお金とうちで使っていることからいうと年平均385万円はどうなのか。その点で言うと、1つは料金を本来の基本に戻って、公衆浴場と同じ料金にするかということが緊急にまずは考えていかなければならないのが1点目。

それから2点目として、状況を考えないで今、議員がご指摘のとおり指定管理者については、かなり慎重な対応が必要だとは思いますが。改めて公募するというものを検討させていただくということが2点目です。

売却、あるいは閉鎖等については、温水プールも含めてですが、「かなり努力をされている」との評価をいただきました。しかし、先般の所管事務調査の中でも、今回の議会でもご報告いただいているとおり「福祉等の活用をしながら、有効活用を図りなさい」ということをプールについては、言われているところでございます。改めて、この財産を町民の貴重な財産と施設を閉鎖あるいは売却するにあたっては広く意見を問う中で、町として提案をするというのが基本的な立場ではないかというように理解しているところでございます。改めて、佐藤議員は財政戦略プランの柱でございますこうした経費の節減等について幾度もこれらの問題についての提案をいただいているところでございますので、それらを真摯に受け止めて検討してまいりますので、ご理解を賜りたいと思っております。

議長（橋本憲治君） 佐藤静基君。

7番（佐藤静基君） 質問を終わります。

議長（橋本憲治君） 7番、佐藤静基君の質問が終わりました。

多少早いですが、ここで昼食のために休憩をしたいと思います。

午後1時から行いますので、ご参集をお願いをしたいと思います。

休憩 午前11時40分

再開 午前 1時00分

議長（橋本憲治君） それでは、定刻になりました。

休憩を解き、会議を継続いたしたいと思います。

午前中に引き続き、一般質問でございます。

その前に、町長から午前中の一般質問に対して、答弁の訂正について申し入れがありましたので発言を許します。

町長。

町長（菊池一春君） 午前中の佐藤静基議員の質問に対して、私の説明した内容に不適切な内容がございましたので、議長のお許しをいただきましたことによりまして、訂正をさせていただきます。

1点目の旧商工会の面積の広さを「317.2635平方メートル」というようにお話ししましたけれども「317.35平方メートル」と直していただきたいと思います。

それから2点目でございます。旧駅舎、活性化センターに事務所を構えておりました農協の「土地改良区」と申しましたが、「土地改良係」の過ちでございます。

3点目でございます。北見市のあるいはまたこの近郊の温泉をめぐる状況が、変わってきたという中で「玉姫」というような表現をさせていただきましたが、これは、旭川市の結婚式場の過ちということでございます。正式には、「高玉温泉」でございます。それらが閉鎖をしたことによって、状況が変わってきていると訂正させていただきます。

以上でございます。

議長（橋本憲治君） それでは、一般質問を継続いたします。

次は10番、小林一甫君の発言を許します。

10番、小林一甫君。

10番（小林一甫君） 10番、小林です。通告に従いまして一般質問をいたします。

まず、町政執行方針についてであります。

町長が町政に携わってから3年目を迎えようとしております。今年も7本の柱を中心に施策を進めようとしておりますけれども、町民の方々の町政への理解と浸透をどのようにとらえているのか伺いをいたしたい。

以下、6点についてお伺いをいたしたいと思います。

まず1点目につきましては、昨年7月に実施している「地域担当制」は、職員と地域の人々が共に各種行事等を通じてまちづくり、地域づくりを目指していく重要な取り組みであります。期待に沿う効果が出ているのか伺いたい。

2点目につきましては、福祉の充実については自信を持って、施策に取り組んでいると感じられます。

しかし、特別会計等の運営は厳しい状況にあり、各種保険料の値上げも心配されますが、当町においての現状はどうか伺いをいたしたい。

続いて3点目、農業振興施策として、文部科学省の補助事業で「戦略的大学連携支援事業」に取り組む予定とありますが、どのように進めようと考えているのか伺いをいたしたい。

次、4点目、農業後継者の配偶者対策については、農業委員会、農業協同組合、関係機関と連携を。

誠に申し訳ございませんが、次の「蜜」の字を訂正したいと思います。虫を山に変えていただきたいと思います。

密にして対応するとありますが、特に、町として独自の支援策はあるのか伺いをいた

したい。

次に5点目であります。町長は「副町長を配置せず」と明言しておりますが、執行に対して、無理はないのかお伺いをいたしたい。

6点目、消防庁舎の仮眠室整備を行うとありますが、合わせてシャワー室の整備も必要なのかと思いますが、その考えはないのかお伺いをいたしたい。

以上、6点について、お伺いをいたしたいと思います。

議長（橋本憲治君） 町長。

町長（菊池一春君） ただいま、小林議員から「町政執行方針について」の6点のご質問をいただきましたので、答弁をさせていただきます。

まず1点目の「地域担当職員制度は期待に沿う効果がでているのか」というお尋ねでございます。この施策につきましては、昨年7月から実施しておりまして、2月末現在で18地区30回の職員による参加がございました。

また、葬儀の手伝いも実践会地区で2回の参加となっている状況でございますし、内訳については、町内会が6町内会に9回、特に夏季間が多く親睦行事等の参加が中心となっております。実践会地区では、12実践会に21回、参加派遣状況でございます。さらに12月から1月にかけて、総会または役員会となっております。今後、3月から4月には、町内会地区で総会等の時期になりますので、これからまた増えてくると思います。今後、議員からのお尋ねでございます「期待に沿う効果が出ているか」とのご答弁にございましては、この制度の目的として、地域の方、町民の方に広く、職員の顔を知っていただき、地域の方々に声を掛けていただくことで、この制度が役割を担っていく1つではないのかというように考えているところでございます。ある意味では、この制度は、月日があるいは回数を重ねていくことで、心のかよった議論や町民の皆さまと職員の交流が生まれ、町民と行政、役場職員による顔が見えるまちづくりが進められていくものと私自身は、確信をいたしているところでございます。そのような面でさらに地域の皆さまへ地域担当職員制度の趣旨をお知らせし、理解していただくとともに、地域担当職員が担当地域の皆さまの声や相談が、行政施策に反映されていくものと期待しているところでございます。町民の皆さまや議員の皆さまには、職員を育てるという意味からも長い目で見ていただき、ご理解をお願いするものでございます。

次に2点目の「特別会計の運営には厳しい状況にあり、保険料の値上げと当町の現状はどうなのか」というお尋ねでございます。行政報告やあるいは先の一般質問でも答弁させていただきましたが、本町の特別会計のうち特に、国民健康保険特別会計につきましては、予想以上の医療費の伸びによりまして、平成20年度の収支は大幅なマイナス見込みとなっている状況でございます。財源補填分として一般会計から繰り入れを計上する非常に厳しい状況にありますし、21年度以降も医療費の伸びや医療制度改革による影響の見通しも立たないという状況になっているのは、ご存じのとおりでございます。

こうしたことから、国民健康保険特別会計にあっては今後、保険料の引き上げなど医療費の負担のあり方について、検討していく必要があると考えているところでございます。

一方、介護保険特別会計につきましては、平成18年度から20年度までの第3期計画期間中の3年間で一定の余剰金が生じたことから、これを取り崩すことによって平成21年から23年度までの第4期の計画期間中におきまして、基準となる月額保険料を3,5

00円から3,700円と引き上げ幅を200円に抑えることができる見込みとなっているところでございます。

また、平成20年4月からスタートした後期高齢者医療特別会計につきましても、平成22年度から保険料が見直しされることになっておりますし、21年度において、改めて広域連合から数字が示されるものと考えているところでございます。

3点目の「戦略的・大学連携支援事業に対する取り組み」のお尋ねでございます。本事業は、「食の安全・安心」について、酪農学園大学、北海道大学、帯広畜産大学の農業に関わりの深い道内3大学が連携し、「教育」と「地域に対する社会貢献」という2本柱を主眼に取り組みのものです。本町も含めて、道内8カ所の地域、これをサテライトと申しませんが、8サテライトと強く連携しながら、事業展開されることとなっているものでございます。本町は北海道大学、とりわけ農学部担当のサテライトとして、この4月を^{めど}目途に博士研究員、ドクター研究員を2カ年本町に常駐させることになっております。現在、人選を含め準備をすすめているところでございます。初めての取り組みということで、まだ、流動的な要素もかなり多いと思いますが、いずれにいたしましても、大学院生の実習及び農業や地域内社会人に対する教育などが計画されておりますし、現場すなわち地域から学んで現場に戻すという姿勢の授業でありますから、町としては、3大学と連携を密にしながら、農業を軸とした地域の活性化、大学研究と連携しながら、地域農業の底支えの一端を担っていただきたいという点では、大変期待をしている事業の1つでございます。

4点目の「農業後継者の配偶者対策について」のお尋ねでございます。本町における農業後継者の配偶者対策につきましては、昭和57年度に青少年の人生相談花嫁花婿相談事業というのを立ち上げておまして、以来、花嫁相談員制度を創設されたところでございますが、網走管内の他町村の中でも、農協、農業委員会などの関係機関と連携し、積極的に農業後継者対策を進めております。こうした事業が全道、全国的な状況を見ましても決定的な打開策がない現状であります。配偶者対策につきましては、若い後継者個々がどう考えているのか、どのような意識をもっているのかが大切でありますし、青年団体連絡協議会や4Hクラブなどで配偶者対策や結婚観などについて、議論し青年が何を行政に求めているのか改めて主張して欲しいと私も先般の4Hクラブの総会等に出席し、考え方の一端を述べているところでございます。状況によっては、何らかの形でアンケート調査を実施するなど検討してまいります。

いずれにいたしましても、今後、配偶者対策につきましては、農業委員会、農協、普及センター、教育委員会、あるいは職種で申しますと保健師などで構成しております農業担い手対策推進協議会において、担い手相談員を中心に、後継者の意思を大事にしながら支援をしてまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

次に5点目の「副町長を配置せずと明言しているが、無理はないのか」というお尋ねでございます。私は町長就任以来、財政的な問題を主な理由に当分の間、副町長をおかない旨公言していることは、議員のご指摘のとおりでございます。

しかし、今回のお尋ねにつきましては、町政を執行する上で業務での支障の有無という観点からお答えをさせていただきたいと思っております。副町長の職責につきましては、地方自治法でも「町長の補佐役として、町長の命を受け政策及び企画をつかさどるとともに事務の監督、さらには町長の職務の代理」が明記されているところでございますが、これらの

業務だけにとどまらず、他の市町村との調整を図るなど、とても重要な役割を担っているものと認識しているところでございます。

これは、北海道や他の市町村においても同様でございまして、地方自治体という組織自体が、副町長を置くことを前提としてシステム化されているのが現状であり、その部分ではなくてはならない重要な職責を担っているものでございます。

全国、全道をみましても副町長を置かない自治体はありますが、議員のご心配のとおり副町長を置かないことで業務に全く支障がないといえは嘘になります。

例えば、管理職の専決の拡大も行いましたし、私自身が出張中で不在になることもありますので、その間、業務の内容によっては、管理職で決断できない案件や町民の方から要望や苦情などで、副町長が対応することでの納得の仕方が変わることがあります。

また、町内外のいろいろな会議や催事で受ける印象など今までの仕事の流れと比較すると数多くの不安や戸惑いを感じている職員もいると思います。

業務は複雑化し、さらに職員数が減るなど厳しい情勢のもと、職員特に、管理職には大きな負担がかかっていることは認識しているところでございます。同時に町民の皆さまをはじめ議員の皆さまにもご心配やご迷惑をお掛けしていると思いますが、今しばらく推移を見守っていただき、今後において、どうしても副町長を置かなければならないと判断をするに至った時には、町民の皆さまや議会議員の皆さま、さらに職員の意見も十分に耳を傾けて総合的に判断していきたいと考えているところでございますので、ご理解を賜りたいと思います。

次に6点目の「消防庁舎のシャワー室の整備をどのように考えているか」についてのお尋ねでございます。消防庁舎につきましては、今年度消防職員の良好な環境を確保するための仮眠室を整備する予算を提案させていただいているところでございます。当然、消防職員の24時間勤務体制の中で、良好な環境の確保という観点からいってもシャワー室の設置は必要と考えております。

そのようなことから、現在の面積の中でどのようにシャワー室などを配置するのか。さらに現在の厳しい財政状況を視野に入れながら内部協議も進めて、現在行われている消防庁舎の耐震化の実施設計と併せて、ボイラー室や暖房設備などの整備も含めた全体的な検討をしてみたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

議長（橋本憲治君） 小林一甫君。

10番（小林一甫君） ただいま、町長から答弁をいただきました。若干再質問をさせていただきます。昨年から実施している地域担当制に対してのご答弁いただきましたが、私が思っていた以上に、やはり各地域に出でおられ、地域の人とお話し合いました、懇談をされているということで敬意を表するところであります。

またこれから、各実践会につきましては、年末総会等で1年の行事が決定されますし、また町内会におかれましては、4月の頭くらいには、1年の行事が決定されると思います。そうした中で、できれば行事表を見ながら職員の方が積極的に地域に出向いていただければ、尚一層の地域のコミュニティがとれるというような感じをもっております。こうした地道な進め方をすることによって、やはり町政に対しての信頼感、また職員に対しての信頼感も出てくるというような感じをもっております。今後さらに、積極的に地域へ出ていくためには、やはり町長から職員に対して、どんなところでも出るようにという、やはり

指示などがあれば職員としては、さらに出やすいと思いますが、その辺について何か考えがございましたら、お聞かせをいただきたい。

議長（橋本憲治君） 町長。

町長（菊池一春君） 私が、この2年間町政を担当させていただいている中でも、物すごく難しい仕事の1つに実は、この地域担当制の問題がございます。それは議員も大変心配していただいたり、ご理解をいただいているところでございますが、このようなことは、町長の指示によって行っていいのだろうかという迷いでございます。私は自治体職員は、地域の人を知り、住民を知り、人々の考え方、地域の課題を自ら知るという学ぶ姿勢があってこそ、自治体職員の基本的な姿勢だというように考えているところでございます。その点でいいますともちろん職務命令は出しますが、自発的で積極的に地域の皆さんと職員が主体的に関わっていくことをある意味の願いでもございますから、その点では、非常にもう少し力を込めて指示した方がいいのではないかと議員からのご心配をおかけしているところでございますが、ある意味ではご答弁でも申し上げましたとおりもうしばらく長い目で見ていただきながら、そして議員の皆さんも積極的に声をかけていただき、あるいは地域に呼び込んでいただきながら、問題や課題の共有に職員の力を発揮させていただくように、お力添えをお願いしたいと思います。

議長（橋本憲治君） 小林一甫君。

10番（小林一甫君） ただいま、町長から前向きな考え方といいますか取り組みをお示しをさせていただきましたので、地域の人々もやはり行事等があった時に、町のほうから職員が出向いてくれるということについては、非常に期待もありますし、町内会のいろいろな問題等もやはり直に話せるということで、非常に期待をしているところでありますので、ぜひ前向きな考え方で進んでいただきたいと思っております。

次に2番目の特別会計等の運営は厳しいということで、全員協議会の中でもいろいろとお話があった訳であります。それはそれとして、また町民の方にいろいろな場面での情報提供等をきちんとして、やはり値上げに対しての理解をしていくべきであると思っております。そうした観点から今回こういう質問をさせていただいたのですが、中身的には非常に町のほうからの説明もありまして、理解はしておりますが、町民の方への情報提供というものは、もうこれでいいのか。これでいいのかというぐらいのやはり何回も、確認の意味でも提供をしていただきたいというように考えております。この辺につきましては、町民の方がどのように理解をされるのか分かりませんが、情報提供については、きりが無いぐらいの進め方をさせていただきたいと考えております。ご答弁をいただくかどうかという判断ですが、私は答弁はよろしいと思っておりますので、次に3点目の農業振興施策として、文部科学省の補助事業ということでありますが、大学は3校で進められるということであります。取り組みとしては、始めてでありますしこれからの部分が多いということであります。実際に農家に入っているいろいろな勉強をしていく。また、それを大学で今後の農業のいろいろな部分で活用するというようなことであろうと思っておりますが、具体的にやはり農家まで入って、農家に宿泊とかそのような部分も含めての研修をやるのか。ただ、訓子府町に入って、ただ農家を回って調査して、それで終わるのか。その辺をもう少し具体的に、ご説明をいただきたいと思っております。

議長（橋本憲治君） 町長。

町長（菊池一春君） 答弁は必要ないというように言われましたが、各種保険料の値上げ等のことについては、十分すぎるほどに情報提供をすべきだというご指摘につきまして、私を含めた職員一同心掛けて、一層町民の方にご理解いただけるように努力をしてみたいと思います。介護保険料については、制度の中での止むなしという値上げが200円。国民健康保険税については、保険者である訓子府町が保険料をいただいて賄うという基本姿勢ではありますが、これは医療費が高騰し、医療費というのも保険を使う方が非常に増えてきている。もう立ち行かないという状況であり、もう国保会計は、倒産寸前といいたいでしょうか。そのような状況であります。

しかし、私は先ほどの川村議員の質問にも答弁させていただきましたが、単純にただ保険者、住民の方、自営業や農家の方たちから「保険料を上げていただきます」というだけではなく、町民が安心して、病院にかかれるためにもあるいは健康を害さないためにも、この1年間議論をしていただくということで、一般会計からお金を繰り入れさせていただくという方針を提案させていただいております。この場をお借りして、改めて議員の皆さまや町民の皆さまと国民健康保険税のありようも含めて、ご議論いただきご提言をまたいただき、そして一緒になり、情報公開をしながら考えてまいりたいと思っておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

さて、3点目の文部科学省の補助でございますが、大学と地域連携のことでございます。実は、本町にとって最後だと思いましたが、農業振興計画は、訓子府町農業協同組合の時代に北海道大学の太田原高昭さんを中心として、振興計画の策定を要請し、つくり上げたという歴史を持っております。その時に参加していた坂下という北海道大学農学部の助手がおりまして、今、北海道大学農学部の押しも押されぬ研究者として、彼は一線で活躍していただいております。彼の思いの中に文部科学省のこの数年間で数億円の予算を投入して、大学の研究者をどう育成するかということと地域農業の安心、安全の農業を発展させるために、大学が自らが出向きあるいは研修会や研修の場、地域課題を発見し、それを農業政策全般にあるいは大学研究に反映できる。ひいては、地域の農業を支えて研究者として力を発揮していく。ある意味では、北海道大学農学部が全面的に協力をしていくとのお約束ではないかと理解してございます。その点でいいますと大学研究が大学の中にとどまらないで、地域のフィールドの中で農業者の方と語って勉強し、そして安心、安全の農業を推進していくということは、私は画期的な政策だと私は考えています。その中心的な道内8カ所の1つに坂下教授が、訓子府町を選択したということは、私は今までの経過からしてみても、ある意味では農業実績からいっても当然なことだと思いつつも何とか一緒になり、この大学と地域連携の事業を進めてまいりたい。まだ具体的ではありませんが、大学院の博士課程を修了した研究者で北海道大学農学部出身者の1名を訓子府町に現時点では、役場庁舎に常駐していただこうと思っておりますが、その方には研究と今申し上げた仕事を一緒にしていただく。そのことは、ある意味では、職員にも刺激になりますし、地域農業の若い農業者にとりまして、非常に私は励みになる1つの国の文部科学省の施策ではないかと思っておりますので、私はこの事業の受け入れと私どもの負担、予算措置を提案させていただいておりますので、ご理解を賜りますようよろしくお願いいたします。

議長（橋本憲治君） 小林一甫君。

10番(小林一甫君) ただいま前段で私が答弁をいらないということで申し上げたことにつきまして、町長のほうから、また答弁をいただいたことにつきまして、私といたしましては、言葉足らずであったのですが、いろいろな意味で理解をさせていただいた。

また、傍聴に来られている町民の方も今の厳しい状況がある程度は理解していただいたと思っております。

次の3点目です。大学から坂下教授がみえられるということで、いろいろな意味で、訓子府の農業に刺激を与えるということにつきましては、非常に私も農業をやっておりますので期待をするところであります。8地区の中で訓子府が指名されたということについては、いろいろと過去にも、やはりそのような大学なりに協力をしてきた結果も出ていると、そのような考えるところでありますが、ぜひ折角、良い事業がありますから、訓子府の中で十分活用しながら、若い世代が一步でも二歩でも前向きな考え方で農業をやっていただけ取り組みをしていただきたいと思います。これに対して答弁といえますか。何か町長として考えることがあれば、お伺いしたいのですが。先ほど説明がきちんとされておりますので、とりあえず答弁は、いただかないということでもあります。

次、4点目の農業後継者の配偶者対策につきましてであります。非常に農家ばかりではなくて、まちのほうも、やはり後継者がおらないということも言われておりますが、やはり先頭に立って動いていただける人がいなければ、やはり今の後継者といえますか、私の家の息子を見てもそのような雰囲気考えられます。まず、自分の趣味を優先してしまい配偶者を見つけるということまでは、何かいいないような気がいたしますので、そのような家にこもりがちの方とか、どうしてもやはり自分で相手を見つけられないというような方に対しては、農業委員、農協、町なり何かの部分に携わっている人が率先して動いていかなければならないと思います。もう何年前にもなりますが、やはり1組のカップルを結びつけたという人に対して、いくらのお礼、金を出していた時代もあったと思いますが、極端な言い方をすれば、そのようなやり方も1つの考え方であると思いますので、その辺の考え方があるのかどうかお伺いをいたしたい。

議長(橋本憲治君) 町長。

町長(菊池一春君) 現在、私の記憶では、20代から50代の農業後継者、あるいは経営者といわれている人で、結婚されていない方はおそらく90名はいるのではないかと。幸いなことに、ここ数年、例えば、昨年で申しますと12名の後継者の方が地元に戻り後継者として活躍されている。毎年、そのような形で訓子府町は、先般、きたみらい農協の西川組合長とも少しお話する機会がありましたが、非常に、訓子府町は凄い。後継者の方が継がれている。これはとりもおさず、先ほど申しましたように戦後一貫して、農業基盤を農協や各機関が共に頑張ってきた成果の1つではないかなというように感じているところでございます。

私自身も昭和57年から10年間、訓子府町で最初の花嫁相談事業の事務局長をやらせていただいた経緯がございます。そして謝金等については、相談員が年額5万円とか1件まとめるといくらかということをやってきた時代もございます。

しかし、そのお金をもらうことが、それぞれの相談員の方が極めて負担に感じるということも実態としてございますので、その時代時代によって、施策は変わっていくものですが、改めて今日、農業委員会の会長というよりも担い手の責任者であります谷本会長も来

ておりますので、改めて今後、そのような意見が議会からも議員のご提言としてあったということをご議論いただいて、冒頭申し上げましたように、何はともあれ我が町の財産でございます後継者の結婚問題について、青年本位の施策をできるだけ現実なものにより実施していくという姿勢で、今後とも対応してまいりますので、ご理解を賜りたいと思いません。

議長（橋本憲治君） 小林一甫君。

10番（小林一甫君） 前向きな考え方で取り組んでいただけるということで、ぜひ、お願いしたいと思います。

次に、5番目の副町長を配置せずと明言しているということでお答えがあったわけですが、行政の執行の部分については、落ち度がないような部分も見受けられますので、その辺について、とやかく言うつもりはありませんが、やはり2年前にといいますか。当選された時から、比べて何ていいますか。体力といいますか。精神的に少しまいっているのかというような部分も見受けられる時があったものですから、体調を崩されるとこれからの町政の執行については、かなり心配しないといけないという個人的な意見から、今回お聞きしたわけではありますが、そのような部分は、今ないのかどうかも一度お聞きしたいと思いません。

議長（橋本憲治君） 町長。

町長（菊池一春君） 私は、マニフェストで厳しい財政状況を踏まえて、当面、副町長は配置しないということで、財政問題を中心にして、挙げさせていただきました。そして「当分の間は何年間だ」というご質問も最初、平成19年の5月議会でもいただきましたが、私は4年間1期は、このままで行かしていただく。職員の間でも、議論をしていただき、参事制の導入やいろいろなことも案として出しましたが、何とか現状の中でやらせていただく。やりたい。やるということも職員の中から出ましたし、私自身もそれではいこうということで、専決権の拡大やいろいろなことをしてまいりました。先ほど申しましたように、その点で申しまして、大変なやはり苦勞を職員はしていると思いません。私は、4年間、残された2年間は当面、副町長を置かない。

しかし、私自身も生身の人間でございますから、今は、健康でございますが何があるか分かりませんので、その時には、改めて健康上の問題等あるいは業務執行上で支障が出ると判断した時には、皆さまにご理解を賜りたい。

改めて、私は、地方自治法でいう町長。地方自治体の長が責任を持つのは、地方自治体の執行機関としての代表である町長の権限というのは、大変重要なものでございます。地方自治法上でいう補助機関が、すなわち職員、機関というのは職員ですが、職員が町長の仕事を執行するという地方自治法の考え方で、その代表が副町長があたる。すなわち、地方自治法の154条でいう、普通地方公共団体の長は、その補助機関たる職員を指揮監督する。副町長は、その補助機関でトップの位置なものですから、副町長は、町長の下で働く補助機関の一員という考え方で、その指揮監督に従わなければならないところでございますし、旧助役、副町長の任務というのは、167条で「地方公共団体の長を補佐し、その補助機関たる職員の担任する事務を監督し別に定めるところによる普通地方公共団体の長の職務を代理する」というのが、副町長の極めて重要な仕事でございます。議員もご存知のとおりと思いませんけれども、私自身も十分、副町長の職務の責任の重大さは、認識し

た上での何としてもこの4年間は、財政上の理由から、頑張りたいという状況でございますので、ご理解を賜りたいと思います。

議長（橋本憲治君） 小林一甫君。

10番（小林一甫君） それでは、次に移りたいと思います。

教育行政執行方針についてであります。

新学習指導要領の実施が、目前に迫り教育委員会の取り組みが、ますます重要になってくると考えております。複雑な社会情勢が、子どもたちに与える影響が、良くも悪くも強くなってくると思いますが、これからの「学校教育の充実」の中での取り組みについて、3点をお伺いしたい。

1点目、「全国学力・学習状況調査」を実施するとあるが、結果の公表はどのように考えているのかお伺いをいたしたい。

2点目、情報教育の取り組みは、今の子供たちにとっては必要不可欠であると思うが、使用を間違えると本人はもちろんのこと、周囲の人たちをも巻き込んでしまう危険な要素も含まれております。情報機器の取り扱い、利用する上でのモラルと指導の徹底は十分なのかお伺いをいたしたい。

3点目、国際理解教育の必要性から、語学指導助手を採用しているが、語学指導助手への援助は十分にされているのかお伺いをいたしたい。

以上、3点についてお願いいたします。

議長（橋本憲治君） 教育長。

教育長（山田日出夫君） 「学校教育の充実の取り組みについて」3点のお尋ねをいただきましたのでお答えいたします。

1点目の「全国学力・学習状況調査の結果の公表について」のお尋ねですが、この調査は全国的な義務教育の機会均等と水準向上のため、児童生徒の学力や学習状況を把握、分析することにより教育及び教育施策の成果と課題を検証し、その改善を図ること。

また、各教育委員会、学校等が全国的な状況との関係において、自らの教育の結果を把握し、改善を図ることを目的として、文部科学省が学校設置者の協力を得て実施しているものであります。

本町におきましても、学習指導等の改善を図るうえで意義あるものと考え参加しているものであります。この調査は、文部科学省が定めた実施要領に基づき行われるものでありまして、調査結果の公表につきましても、序列化や過度の競争につながる恐れが払拭できないことから、都道府県教育委員会は、個々の市町村名、学校名は明らかにした公表は行わないこと。

また、市町村教育委員会は、当該市町村における公立学校全体の結果を公表することは、それぞれの判断に委ねること。ただし、域内の学校の状況について個々の学校名を明らかにした公表は行わないこと。学校は、自校の結果を公表することにつきましても、それぞれの判断に委ねるとされているものでございます。さらに、情報公開請求があった場合にも不開示情報として、取り扱うこととされています。

このことから、本町では、文部科学省の実施要領や北海道教育委員会の指導に基づくとともに、学校数が少なく学校が特定されることなどから、公表しないこととしておりますので、ご理解をお願いいたします。

次に2点目の「情報機器の取り扱い、利用するうえでのモラルと指導の徹底は十分なのか」とのお尋ねでございますが、近年、コンピューターや携帯電話の情報機器によるインターネット犯罪や違法、有害情報などにより事件、事故が多発しております。このため各学校においては、総合的な学習の時間や各教科などにより、コンピューターを使用する際にネットワーク上のルールやマナーについて指導を行っているところであります。さらに、防犯教室の際にも警察の方にインターネットの使用にあたっての注意事項を指導いただくとともに保護者にも周知しながら、家庭との連携を図っているところであり、今後ともそのような指導の充実に努めてまいりたいと思います。

また、携帯電話につきましては、アンケートの所有状況調査の結果に基づきまして、各校PTA役員や保護者との懇談会の開催や保護者へ分析結果を配付し、子どもたちと携帯電話の必要性などについて、家庭で考えていただくよう取り組んでいるところでございます。

次に3点目の「語学指導助手への援助は十分にされているのか」とのお尋ねでございますが、語学指導助手は、異文化や異なった習慣等を学ぶために、日本に自ら希望し参加している方であり、多数の応募の中から審査を経て都道府県や市町村に配置されているものであります。

しかし、実際に来日し各市町村に赴任し仕事や生活をしていくうえで、言葉や文化、習慣等の違いにより戸惑いがあるものと考えております。このため言葉の違い等から、コミュニケーションにも課題があり、語学指導助手の途中帰国につながったものと考えておりますが、今回は個人的な極めて特異なケースともいえますので、引き続き学校や教育委員会においては、語学指導助手の私生活にも配慮しながら、対応にあたっていきたいと考えております。

また、いつでも気軽に相談に応じることや日常からの声かけなどにより、積極的にコミュニケーションを図るように努めてまいりたいと考えております。

議長（橋本憲治君） 小林一甫君。

10番（小林一甫君） ただいま、教育長のほうから3点についてお答えがございました。若干再質問をさせていただきたいと思っております。

まず、1番の調査結果の公表はしないということではありますが、やはり今、どの位置に自分たちがいるのか、子どもたちに対しては、今、何番だとかどの位置にあるのかということについては、公表といたしますか、知らせていると思うのですが、そのようなこともなければ、何かこれに対して何のためにやっているのかというようなことになるのかと思っております。子どもたちにも公表はしてないということなのですか。その辺よろしく願います。

議長（橋本憲治君） 教育長。

教育長（山田日出夫君） 結果は、個人に戻しております。ただ、順位がどこにあるかということまでは、お伝えしていないということでもあります。

議長（橋本憲治君） 小林一甫君。

10番（小林一甫君） それで、例えば、個人のテストの点数だけで、後は何も知らせないということなのではないでしょうか。全国的に何番位というような表示の仕方も何か子どもたちのそういう勉強といたしますか。テストに対する心づもりといたしますか力の入れ方も違っ

てくるというような考えをしておりますが、そのようなこともないということなのでしょう。それと、子どもたちの例えば、学力もそうですが、体力的に、北海道はかなり下のほうに位置しているというようなことも聞いておりますが、本町では、そのようなことの指導とかいろいろな部分で、教育委員会がその辺は、北海道教育委員会から、体力低下について、一応前向きな考え方で乗り出したということでもありますので、その辺はもう当町には、指示があったのかどうか。お伺いをいたしたい。

議長（橋本憲治君） 教育長。

教育長（山田日出夫君） 前段で結果を子どもさんに伝わっているのかという部分で少し補足したいと思います。当然、テストでございますから、成果と課題というものが浮き彫りになります。これは、全国的にも浮き彫りになりますし、その全国の成績と対比して、都道府県さらには市町村さらには学校ごとの成果と課題が浮き彫りになります。これらは、学校を通じて日々の今後の指導に活かすように、十分配慮するよう指導し、引き続き注目をしているところでございます。

それと後段で今お尋ねありました体力も含めて、北海道教育委員会から新たな取り組みも含めて情報が提供されているのかということでございますが、他の議員さんの質問にもあったかと思いますが、体力、学力も含めて、北海道的な課題、北海道教育委員会は十分に認識しておりまして、新たな授業のプランも策定しているようであります。まだ、十分には私どものほうにその授業の形は伝わってきていませんが、教育関係の新聞報道等で、一部把握しておりますので、今後、具体の指導や情報の提供があるものとして注目しているところでございます。

議長（橋本憲治君） 小林一甫君。

10番（小林一甫君） 時間がございませんので、次に移らせていただきます。

2番目の情報教育の取り組みにつきましては、ただいま答弁があったわけではありますが、いろいろな例えばパソコンなり携帯が、これだけ普及している中で、子どもたちに使ったら駄目だ。これはいいよというようなことで、指導されている部分もあるのかと思うのですが、やはり今、この問題を放っておきますと本当に子どもたちが予期しないような事件に巻き込まれてしまいます。例えば、裏サイト、闇サイトとか本当に子どもたちが、何気なくボタン押してしまい、それに入っていくというようなことも考えられますので、やはりこの部分は指導徹底といえますか、教育委員会と学校と十分タイアップしながら子どもたちに、やはり教えていかないと、教えてといえますか指導していかなければ、子どもたちはあるから使う。そのような状況であれば、やはりこれから、事件に巻き込まれる恐れも出てくるのかなと思います。これは、老婆心で心配している部分なのかもしれませんが、ぜひそういうことで、教育委員会として、十分学校と協議をしていただきたいと思います。その辺についてももう一度お伺いいたしたい。

議長（橋本憲治君） 教育長。

教育長（山田日出夫君） 答弁でも申し上げましたが、非常に便利な道具でありますコンピューター、携帯。使い方によっては、情報を取り入れたり、コミュニケーションを図ったり、親が子どもの所在を確認したり、非常に使い方もある一方で、今、議員ご指摘のように、使う人間が全て良い人間ばかりではないということも含めて、危険性が潜んでいるということでもあります。

それで今回、教育委員会としましては、携帯の良い面、悪い面に着目し、どのように子どもさんを中心に使っていただいたら、良いのかということを中心に心配しまして、やや先駆けた形で、家庭内での話し合いの下にアンケートの調査を行いました。ここでいろいろなことが分かりました。特徴的なことを2、3点述べます。1つは、以外に持っていないということが1つ。20%前後です。

それともう1つは、子どもが携帯に対して、思っていることと親御さんが期待していることにズレがある。子どもは、どちらかというとメールとかゲーム。場合によっては、インターネットとつないでというようなことがあるのですが、まあ楽しい使い方を目指している。親は、子どもさんの所在確認です。連絡と所在確認に使う。期待しているものと少しズレがあります。子どもさんの使い方の先には、議員ご指摘の非常に心配な部分が潜んでいるということでもあります。

今回、この結果を丁寧に分析したつもりです。分析して冊子にまとめましてPTAの役員、保護者の懇談会で、あえてこの問題をもう1度取り上げております。これは、家庭での子どもの過ごす時間のほうが、圧倒的に学校より多い訳です。学校に居ると大抵、携帯電話は、預けて授業に臨んでいますから、家庭での使い方が、一番のポイントになると思います。それでPTAの皆さん、保護者の皆さんにも分析表をお渡しして、もう一度家庭で、そしてPTA的に、これを考えていただけないかという趣旨で対応しております。参加されていた皆さんの中からは「これからも携帯の問題については、全体的に気を付けて、気にしながらいこう」というような共通の認識が得られたと思っております。これからも引き続き授業におけるパソコンの使い方、それと家庭、学校における携帯電話等の使い方について、教育委員会は、重大な関心を持ち学校と連携してあたってまいりたいと思っております。

議長（橋本憲治君） 小林一甫君。

10番（小林一甫君） 時間が来ましたので、これで私の一般質問を終わります。

議長（橋本憲治君） 10番、小林一甫君の質問が終わりました。

ここで、午後2時15分まで暫時休憩をいたします。

休憩 午後 2時02分

再開 午後 2時15分

議長（橋本憲治君） 休憩前に戻り、会議を再開いたします。

引き続き一般質問を継続いたします。

次は8番、山本朝英君の発言を許します。

8番、山本朝英君。

8番（山本朝英君） 8番、山本でございます。議長のお許しをいただきましたので、通告書に基づきまして一般質問を行いたいと思っております。

まず、今後の農業基盤整備に高率の補助はないのかというようなことで、先ほど町長から他の議員の方にいろいろな農業問題で、素晴らしい言葉もいただいておりますが、私のほうからは大半が農業問題ということで、お伺いをしたいと思います。

まず、訓子府町の基幹産業は農業であり、毎年若い新規の就農後継者、Uターンも含め

て数多く農業に携わっております。

また、農産物の総売上高につきましても、多い時には、約124億円を上回る額であり、この大きな要因の1つには、やはり全道1、2番と言われる道営畑総事業です。全道1、2位ということになると全国1、2位ということだと思いますが、この取り組みが非常に大きな結果だと思っております。

また、この事業も平成22年で完了するというところでございまして、次の新規事業に取り組むには調査も含めて2、3年かかることもありますので、大変厳しい財政状況であることも十分承知の上であります。農業の町、訓子府の若い後継者に町長がいつも言っている「若い者に夢や希望を持たせる」ということを考えまして、あるいはまた、訓子府農業の今後の発展と元気なまちづくりができると思えますが、今後の考え方を伺いたいと思っております。

まず1番目として、昨年の秋に持続的農業、農村づくり促進特別対策事業に係る農家へのアンケート調査の分析結果なのでございますが、聞くところによりますと忙しくて忘れていたとかそういう数名にも話を聞きましたが、回答のあった259件中129件の回答率が49.81%で約50%にあります。そのアンケートの中で今後の基盤整備の取り組みについてのその中で、現在の負担軽減対策として、これは今、町が負担しております6.数%のことだと思うのですが、農業者と同じだけ負担をしているということだと思えますが、その対策があれば積極的に取り組みたい。それが72件、55.8%という結果でございます。また部分的に取り組むという者を合わせますと8割を超えておまして、その中でも意見や要望の中で「国の補助率をアップして欲しい」という意見があったようでございます。負担軽減対策の希望や意見が多いと思えますが、これについて町長は、今後、どのように考えるか伺いたいと思っております。

2番目に、町政執行方針の中に近年本町における異常気象による農地の流亡対策。これはここ2年間、^{こうひょう}降雹被害あるいは集中豪雨的な雨の被害が多くて、農地が流亡している。さらには、また北見市の水道の件があるのだと思えますが、農地防災機能増進事業。ワークショップというのだそうですが、北海道と共同で取り組みをする。新たな防災整備を検討していくとあります。これは地元の実践会長にちょうど私のところに来た時、そのお話を伺いました。聞くところこの事業はやはり今後において必要不可欠な事業とは思えます。その内容をもう少し具体的に説明をしていただければと思っております。よろしく申し上げます。

議長（橋本憲治君） 町長。

町長（菊池一春君） ただいま、「農業基盤整備事業についての考え方」につきまして、2点のお尋ねをいただきましたので、答弁をさせていただきます。

まず1点目の「今後の農業基盤整備事業に係る国の補助率アップや負担軽減対策は」とのお尋ねでございますが、現在、西地区が20年度に事業を完了し、東部と南部地区につきましては、22年度に完了することで事業が進められております。

町としましては、今後の基盤整備事業につきましては、昨年11月に実施しました道営畑総事業のアンケート結果を踏まえまして、平成23年度以降も検討していきたいと考えているところでございます。

また、基盤整備を推進していくことは、農作物の高収量、高品質、作業効率の向上、さ

らには安全、安心な農作物の生産などから農業経営にとりましては不可欠なことと考えているところでございます。

このことから、現在国が進めております「食料・農業・農村基本計画」では10年後の2017年を目標に食料自給率を40%から50%に向上させることを考えており、その向上対策の1つとして道営畑総事業など基盤整備を対象とすることを北海道と市町村が負担しておりますパワーアップ分の12.5%を国に負担していただくよう、北海道やJAと協力し、国に働きかけをしていきたいと考えているところでございます。

次に2点目の「農地防災機能増進事業の内容について」のお尋ねでございますが、18年8月の台風、19年からの集中豪雨や降雹^{こうひょう}など近年の異常気象によりまして、全町的に被害が発生し、多くの農地や用排水路、山林などが被害を受けたところでございます。このことから、農地の流亡対策、用排水路の越流対策、そして段丘地山林内の土砂崩れ対策など本町だけで解決するには難しい状況でありまして、国と北海道の協力により、平成20年と21年度の農地防災機能増進事業を総事業費2,000万円で進めることになりました。この事業につきましては、国と北海道のそれぞれ50%の負担によりまして、20年度は気象、地形、地質、土壌、河川、用排水路、水質などいろいろな角度から本町の災害発生の要因を調査しているところであります。

また、2月18日は、町内の農業関係者の畑総事業促進期成会の代表、実践会の会長、JAきたみらい担当者などの出席をいただき、事業主体であります網走支庁農業振興部調整課から事業の内容と前段の調査結果などを説明し、意見交換を行ったところでございます。21年度についても、農業関係者との意見交換会を開催し、今後の農地流亡の軽減など防災対策を検討し、農地の防災機能増進のための基本方針の立案を進めていきたいと考えているところでございます。

以上、お尋ねのありました2点について、お答えさせていただきましたので、ご理解賜りますようよろしくお願いいたします。

議長（橋本憲治君） 山本朝英君。

8番（山本朝英君） 23年度以降も取り組むということでございます。大変ありがたい。それこそありがたい話です。ちなみに、この案件については、私も確か3度目位になると思いますが、町長も耳にたがができていないかと思っています。基盤整備というのは非常に大きな事業で、これも再三申し上げておりますが、我々が若い時に、生産組織を担当したり、いろいろなことをやりました。昔は端野町には10年に一度位しか勝ったことがないという時代です。いつも端野町や上常呂に馬鹿にされていた。湧別町にも負ける佐呂間町にも負けたことがあり、15年くらいの記録をとったのですがそういうことありました。それで、とにかく端野に追いつこうという対策を打ち出しました。地力も緑肥もそしていろいろなうね幅、株間の改善等々含めてです。何とか端野町に追いついてみよう。馬鹿にされました。北糖の社員に馬鹿にされたことがあったのです。「やれるのならやってみよう」と「お前みたいな所長ぶっ飛ばすぞ」というくらい喧嘩をしまして、それから2年位取り組みをしまして、3年目には追い越した。永久に追い越すために、今度は、何をやるのだというようなことで、訓子府町の各組織そのものが、組織主体で動いていましたから、麦もビートもいももそうですが、普通は、他の町村というのは農協が主導で組織を動かしていたのですが、訓子府町については、組織に全て任せて、その主導で動いて

いたというようなことが良かったのだと思います。それから僕の後には会長をした中塚君もいますが、おそらく1回くらいあったのでしょうか。その後また盛り返されたりして、その時は、たまたま、いろいろな条件が悪かったのですが、それ以降は、端野町の人間は訓子府町には麦もいももビートも絶対勝てない。もう諦めたというぐらいなことに今はなっていますが、これは、やはりこの中にありますように、そういった生産者の努力はもちろんです。やはり一番大きかったのは基盤整備です。本当に多く次から次と取り組んでもらった。そのことがこの前段のほうにあります。訓子府町の後継者ですか、先ほどきたみらいの西川組合長が来て、「訓子府はすごいな」ということをいっていたそうですが、この後継者をひとつ見ても、例えば、5年ぐらいですが、平成16年には7名だったのですが、16年が7名、17年が5名、18年には何と15名、これは、きたみらい地域どころではなく管内一というか、全道一だったと思います。19年が今度は12名、昨年も12名というようなことです。これはやはり町長、我々が思うのには、このように基盤整備をしっかりとしてくれた。従って後継者も帰って農業をやって良いという考えを持つことになります。しかし、帰ってもどうしようもならないというようなことであれば、後継者はこんなに戻ってきません。他のところには戻っていないのです。このことが、将来に向けて、若い後継者、Uターンも含めたそういう人たちに夢や希望を与え、これが100億円を越える117億とか平均しても、この2年間は降雹^{こうひょう}被害のあった中でも、111億円。2年間続いているのです。もう来年の追加支払いはないでしょうから、そういうことになるかと思いますが、ぜひ今後、町も大変でしょうが、我々もタダでやるわけではないので、必ずその分は町に返しできていると考えてもおりますし、ここで先般たまたま道議に会いました。この道営畑総のことは、町長が本当は言うことなのですが、勝手に言わせてもらいました。国の補助率を何とか上げられないのか。道も大変、地方も大変であり特にもうもたない地方は。もっと補助率上げて、道はともかく地方の負担がないようにできないのかということと話した経緯があります。道も夕張市に近いとこまできている。だけでも農業者がそういうことやるのであれば取り組みますとの回答でした。これは間違いありません。ただ、この話というのは町長。パワーアップを5%から段階的にもとの20%に上げようという当初の考えです。今、そのようなことは言いませんでしたが、段階的に上げて元に戻そうということで、5%、10%ときているのですが、これ以上、下がるというようなことは、まず考えられないと思うのです。そのようなことでやはり国の事業など、このアンケートを見ても、やはり国の大幅な補助率のアップを望むというような声が多いのですが、そのような中で、道や地方自治体の負担軽減はされると思うのですが、やはりこの町の財政、我々もよく分かっていますから、これ以上、町に負担をかけたくない。そのようなことから、この基盤整備ももっと高率なものはないのかということで、道議にも聞いたのですが、どうもこれ以上前に進んでいくと7.5%が10%でもなったら、若者たちにショックを与えてしまうのではないかと。少し衰退するのではないかと。意欲が衰退するのではないかと感じるのですが町長は、おそらく道や国のほうに行っていると思っていますから、その情報等々で今後の道営畑総事業等の行方などが分かれば、少し伺いたいと思います。

議長（橋本憲治君） 町長。

町長（菊池一春君） 私どもの町の財政状況も含めて、地域農業とりわけ基幹産業であ

ります農業をどのように発展させていくかという立場からのご質問ということで、全くその点では山本議員と私の考え方は同じでございます。ご存知のこととは思いますが、幾分、今のご質問に対して、今の私自身が考えていることや状況をご理解いただいて、そして今後、事業のありようについて、また提案し、そしてご意見をいただいきたいと考えているところでございます。既に、ご存じかと思いますが、現時点で言いますと西地区、東部、南部の畑総を実施してございます。西地区につきましては、4億5,784万4,000円の事業費で、16年から20年。東部につきましては、21億8,671万円の事業費。南部につきましては、16億1,745万円の事業費でございます。西地区は、平成16年から20年でございますから、これ22年度までのおよそ6年間で、総額として国、北海道のそれから地元負担も含めて導入した予算規模は、42億6,200万円でございます。そのうちの国が52%の約半分。すなわち22億1,600万円を国が負担し、北海道は28%。11億9,336万1,000円の負担をしているところでございます。国が52%、北海道が28%、そして、現在のパワーアップ含めて北海道が、12.5%で北海道と町が12.5%で、道は6.25%、訓子府町が6.25%を負担している状況でございます。すなわち5億3,275万円のパワーアップ分の中で6.25%の例えば、本町で申しますとこの5年間に2億6,637万5,000円の投資を畑総の中でしています。そして農家は、この5年から6年の間に7.5%の負担で、およそ3億1,965万円の農家自身のご負担をいただきながら、この畑総事業を平成22年度に、まもなく完成しよう。本来は、21年度で終わる予定だったわけですが、22年度になる。これは、道のあくまでも事情でございます。さらには、北海道の財政状況が極めて厳しいということで、それを23年度まで延ばすかどうかという議論も出ておりますし、具体的なことで申しますと本町で申しますならば、常呂川流域の河川の払い下げと同時にその畑総事業をして、基盤整備事業を行っていくということを考えていくと、あるいは23年度まで、この畑総事業というのは延びていくのではないのかと思います。私自信も町政執行方針で述べておりますように、河川の単価の払い下げ等についても、国や北海道に、就任以来、要望活動を続けてきておりますから、今期と22年度までの畑総事業については、現状を維持しながら、町の負担もきちんとしていきたい。そして基盤整備事業の今期の完成を見たいというのが私自身の考え方でございました。

もう1点は、この畑総事業が果たして、農家の人たち自身がどう考えるのかということも私自身は、非常に注目しているところでございます。その結果の調査を北海道の中部耕地出張所が15戸に対して、パワーアップの調査をするということでございましたから、私は職員に指示をして、この畑総事業を導入した関係農家全戸の調査することを指示しました。それが先ほど山本議員が、お話をした259名の対象のうちの129戸、49.81%の回答をいただいた。それを図説にのささい。これは地域で、まだ配布しているかどうかは分かりませんが、畑総事業に対する農家個々の意見の集約ということで、地域の人の議論の資料として、活用させなければだめだということで、今回、職員が分かりやすいのをつくっていただきました。総体として、山本議員がご指摘のとおり暗渠や明渠等の基盤整備をやってよかった。願わくば、このままさらに23年度以降も継続して欲しいというのが考え方の多くでございましたし、もちろん細かいことと言いますと町の財政も大変だ。あるいは、畑作や酪農との違い等々も含めて、もう少し事業のあるいは基盤整備の関

わり方の工夫も必要とのいろいろな意見が出ているようでございますが、総体としては、何としても、農業を発展させるために基盤整備事業というのは継続すべきだと思っております。私は、その点でいうと山本議員もご指摘のとおり私どもの町が一貫して、町長やあるいは農協の関係者の皆さんのお力添えで、今日の農業の発展の^{いしづえ}礎になったことは、この畑総事業の役割、基盤整備事業の役割というのは否定するものではございません。その点でいうと今、北海道が一番大変ですが、私どもの町も大変です。先般の1月の下旬に北海道の3人、4人の副知事に直接、今後の基盤整備事業についての必要性をお話をさせていただきまし、農政部の坂井局長やあるいは^{しん}神技官に対しても、私どもの状況をよく知っている方でございますので、もはや北海道と市町村が別々の要望活動をする時代ではない。北海道と各市町村が一緒になり、国の負担率を上げて欲しい。上げるべきだとの運動を今こそ展開すべきではないかということをお願いしておりますし、先般の土地連の管内の総会においても、私はきたみらいの組合長あるいは近隣の町村長、土地改良区の理事長の前で、今こそやはり改めてこの厳しい状況下だからこそ、そのような運動を全国的に展開すべきでないかというお話をさせていただいているところでございます。もちろん今月の20日にはJAきたみらいが、これからの農業振興に対して、市町村長と話し合いをしたいとの要望が私のほうにきておりますから、この機会も活用させていただきながら、今後の要望活動あるいは基盤整備のありようについても農協と一体になって進めながら、私どもの自治体の町の負担も軽減を図っていただかなければなりませんし、農家の皆さんの負担軽減についても一層の努力をしたいという考え方でございますので、ご理解を賜りたいと思っております。

議長（橋本憲治君） 山本朝英君。

8番（山本朝英君） 考えていることは同じですし、ぜひそちらのほうも、なかなか国も今、食料自給率を上げるって言っていますので、その点でどのように動いてくるかというようなこともあります。1つには、道営畑総が切れないで継続できるのかというのが1つあります。それから別の事業がもしあるとして、変更する場合に、やはり2年ぐらいの調査から、考えるとかかってしまうというようなことがありますので、その点を1つお聞きしたい。それからワークショップの関係、土地の流亡関係なのですが、これは、調査を国と道が半分ずつということなのか。事業でも半分なのか、全額みるということなのか。ここも含めて、もし普通一般の畑総の負担率と同じようなことであれば、次の畑総と一緒にそのような土砂の流亡止め等々含めてやるべきでないかとの考えもあるのですが、その点どうですか。

議長（橋本憲治君） 農林商工課業務監。

農林商工課業務監（村口鉄哉君） 2点目と3点目について、私のほうから説明させていただきます。2点目の道営畑総以外での他の事業ということで、ご質問がありました。道営畑総以外に基盤整備として、通常考える事業としまして、国営事業が考えられます。国営事業につきましては、私どもで今現在知り得ている情報としまして、受益者負担として、7.5%程度。すいません7%です。7%の負担と事業の説明資料でみております。その国営事業をするのと道営事業の差を考えますと基本的に事業費の積算はどのようになっているかの違いは、少し細かい部分は分かりませんが、今まで、訓子府町が国営事業をやっている状況から、総体事業費を考えますと一般的に事業費プラス諸経費が足ささって

きているというのが国営事業というように認識しております。それを考えますと国営と道営を比べると基本的に国営が諸経費分だけ増額しているというように認識しております。

それと3点目の農地防災事業のそれぞれの50%の負担割合ですが、2,000万円に対する50%が国負担、同じく50%道負担ということで2年間の2,000万円のうち国が1,000万円、道が1,000万円という負担割合になっています。

議長（橋本憲治君） 山本朝英君。

8番（山本朝英君） 聞いたのは、調査費なのか。それとも事業費が5割なのかということを知ったので、ちょっとすいません。

議長（橋本憲治君） 農林商工課業務監。

農林商工課業務監（村口鉄哉君） 質問に対する答えが違ったみたいですが申し訳ございません。この事業については、基本的にハードまであります。今回の事業につきましては、ソフト事業ということで防災計画の立案のみということで、総体事業費2,000万円というように報告を受けております。

議長（橋本憲治君） 山本朝英君。

8番（山本朝英君） もう1つ少し漏れた。畑総の事業で、どのような事業の形態なのかということあるのですが。地元負担、例えば、流亡対策、農家がやります。その時の負担が農家負担と町の負担が出てこないのかということ、それも含めて聞いたつもりだったのですが、言い方悪かったのもう一度お願いします。

議長（橋本憲治君） 農林商工課業務監。

農林商工課業務監（村口鉄哉君） 事業の説明が少し不足だったと思いますが、一般的に畑総事業、国営事業は基盤整備で、2番目の農地防災事業については、また違う事業というように理解をしていただきたいということです。それでこの事業自体は、基本的に受益者負担はありません。完全にハード事業に対しても、国が50%それから道が50%という事業でして、事業自体は、24年まで事業があります。21年までソフト事業がありまして、そこで事業自体が認可され、その後ハード事業がありますが、既に事業のほとんどが確定されておりますので、訓子府町については、その立案の部分のソフト事業の配分のみということで理解をしていただきたい。

議長（橋本憲治君） 山本朝英君。

8番（山本朝英君） この事業については、ソフトもハードも町や地元負担はないとの理解でいいのですか。続けて質問するのですが、これは、部分的に常呂川流域ということなのですが、これは、町全体をかぶせるのですか。

議長（橋本憲治君） 農林商工課業務監。

農林商工課業務監（村口鉄哉君） 対象地域ということですが、名称的に常呂川流域というような名称の表現をさせていただいて、対象地域は、町内の道有林を除く全域です。ですから、農地がある部分というように理解していただきたいと思います。

議長（橋本憲治君） 町長。

町長（菊池一春君） 補充を含めて、1点目にありましたように畑総が断切ることについては山本議員がご心配のとおり残年度が、3年位切れてしまい継続できないことになる。そのような面では、畑総事業の性格から言いますと継続し、実施してもらうような方向で要望活動していきたいですし、おそらく北海道も同じようなことを考えているのではない

かと思えます。それがまず1点目。

それから2点目の国営のいろいろな事業がございます。最終的には、業務監の説明のとおり受益者負担が7%だけでも事業終了年度には、事務費あるいは諸経費等含めて、実際には負担が多くなるのではないかとということが予想されるということでございますが、例えば、具体的に言いますと畑かん等の事業が、思い浮かぶわけでございますが、いずれにしても、国営の常盤地区等の我々の町、議会でも相当、私が町長になる前に議論となったようでございますが、農家を維持することができなかつた人たち、亡くなった人たちの負担のあり方。それから、農業協同組合のフォロー等のあり方も含めて、かなり訓子府農業のこれから10年間を見据えながら、作目の方向性やいろいろなことも考え、こうした国営事業等の選択というが、これから出てくるのではないかと思います。しかしまだ、具体的ではありませんので、ここのところは、ご理解をいただきたいと思えます。

それから今、基盤整備のソフト事業に関連しての答弁をさせていただきました。これは、地域で網走支庁が説明していると思えますが、農地の防災機能増進として、常呂川流域地域ということで、これはまさに、訓子府町の今、この数年間の常呂川と支流も含めた氾濫、あるいは畑総事業で各種事業によって、起きてきている様々な被害の実態調査をさせていただいた。これを100%国と道が負担して、訓子府町のために、この調査を2年間かけてやったということでございます。例えば、現実的な問題で言いますと治山事業、特に、川南を中心にして、一昨年の河川流域等で氾濫等があった状況の中で、様々な表土が流失したという問題が出てまいりました。これの抜本的な解決というのは、もう治山事業だけではできない。その対応として新しい事業手法も含めて、北海道としても国と一緒に、これからの基本的な整備についてのありようを訓子府町をベースにして、調査をさせていただいたということでございますから、平成21年度も国と北海道の予算で、100%の事業経費を国と北海道でみながら、そして22年度以降、どのような事業手法があるのかということの1つの結果が示されますし、当然、訓子府町が、事業の調査地域でございましてから訓子府町の基盤整備やあるいは常呂川流域の農地の防災関係で、新しい事業がどのような形で提案すべきかということの方向性が、私自身は示されるものとして、大変期待しているところでございますので、改めて、またその機会がございましたら、説明をさせていただきたいと考えているところでございます。

議長（橋本憲治君） 山本朝英君。

8番（山本朝英君） ぜひ、前向きに努力をして、いただきたいと思っています。今、国営事業の話が少し出ましたので、若干そちらのほうも触れてみたいと思えますが、実は、山を越えて隣の町が、もう今年からだと思いますが、調査設計に入る。自分もこの後段で出てくる南7線の問題や畑総の問題を含めて、非常に心配をしていますし、財政も厳しい中で、どのように町の負担が少なくなるのか。何とか町の負担がゼロで、事業ができれば大変助かると思って、いろいろなところにアンテナを張ってやっていました。山を越えた隣の町は、名前言わなくても分かると思うのですが、新規事業調査を今年から始まるという情報を得まして、そこからいろいろと情報をもろうために、あちらこちらを調べました。確かに昔の国営というのは、非常に悪いものばかりが我々のイメージありますし、そのことも含めて、自分が乗り込んでと思ったのですが、「いや来なくてもこちらから行きます」と来たのです。分からない今までの国営事業をイメージしていたことも含めてどンドン詰

めてみると「当初の事業計画と終わった時の事業で金額が変わることは、今はありません」という回答なのです。これは今、話されたように国が75%、道が18%、地元が7%なのです。この7%というのは、今の畑総事業より0.5%ぐらい低い。負担金などでどれくらい上がるか分かりませんが、それとその事業終了から、全部やると例えば、農家の基盤整備は7%でできるということなのです。例えば、農業用道路がありますね。いわゆる線と言われるこの線については、その7%のうちの4%は地方交付税で自治体に戻されるということを考えて時に、今の道営畑総と今度は、国営事業とのどちらが町の負担が少なく、そして地域のためになるかということ。これは我々もよく分かりませんが、ここの専門家、農協も含めて、そういったことも町の将来を考えきちんと計算をし、ぜひそのような方向付けで、どちらにするか別にして、我々ができるわけでないですから、しっかり勉強して情報を取りやって欲しい。道営畑総は、国の補助率が上がらなければ、先ほど町長の答弁にあったような、28%プラス6.25%ですから約34%がこれに出しているのです。道も、もたないというのは当然なのです。市町村が6.2%、地元が7.5%ぐらいでしょうか。明渠や道路などというのは、道営畑総では大体20%ということですから、過疎債などともあるかもしれませんが、そのようなこともぜひ両面から、町のために検討して欲しいということで、時間がだんだんなくなっていますので、次の議題に入りたいと思いますが、ぜひ、そのことをもっと幅広く情報を取り、研究し町のために取り組んで欲しいと要望して、次の議題に入りたいと思います。

町長の何か考えがあるのでしたらどうぞ。

しかし、あまり町長がしゃべると私の時間がなくなってしまうので、短かめをお願いします。

議長（橋本憲治君） 町長。

町長（菊池一春君） 2つあります。今の国、北海道、自治体、農家の負担で、基盤整備をしていくのが本当にいいのかという、ここの問を農家の皆さんにも私は言っていきたいと思います。それが1点目です。

それから、農家全体のアンケートとかいろいろやっていますが、本当に作目で水の問題もいろいろあり、水が必要なのは十分分かりますが、そのことを含めて、これから10年間どうするのかということ抜きにした基盤整備というのは考えられませんので、私はそういうことも含めて慎重かつ、国も北海道も含めた事業の選択の学びを職員と共にしていきますし、農家と共にやっていきますので、改めて提案をさせていただきますので、ご理解をいただきたいと思います。

議長（橋本憲治君） 山本朝英君。

8番（山本朝英君） ぜひ、そのような方向で、農業のためにも訓子府のためにも一つ、ご努力をいただきたいと思います。

続きまして、2番目になりますが、こちらのほうに入りたいと思います。町道南7線の整備と一部町道認定について、お伺いをしたい。

これは、町道南7線の旧訓子府相内線になるのですが、相内線から西24号線を高園に向けてです。島田氏、長尾氏のほうに向けてなのですが、この間の関係について、ここに書かれていますように、以前、道営畑総事業の時には、耕作している方が全面積を一面として耕作しておりまして、畑を分断するというようなことだったのですが、それでも道営

畑総での道路のために協力するというので、その事業が始まるまでというようなことで、耕作してもらっていたということでした。この畑総事業やその農道整備の理解をいただいていたのです。今、言ったのですが、去年の暮れにたまたま土地の移動がございました。従って、あの一面の土地が号線を境に南と北に分かれた。南が2名、北が1名というようなことで、分けたというようなことでして、当時、多分実践会から土管などのそういったものの整備要望というのか、要請もあったと思うのですが、財源不足か、年度末だったからかもしれませんが、入口の土管だけというようなことでした。中身は表土を退けて火山灰を入れとにかくすべらないで入るようにした。3人でやったというのが実態でございます。用地は、道路用地でございますから、早急にやれなかったということは、理解しますが、この道路について、ぜひ町道として認定をいただきたいですし、何か問題があるのか。どうもぱっとしなかったというようなことなのですが、私は、問題ないと思っているのですが、何か問題があるとしたら、お伺いをしたい。

それから、次の町道南7線の整備については、今までも、多分今日で先ほど言ったように、3度目となり恥ずかしいのですが、細かな話はいたしませんので、経過については、菊池町長は十分ご存じかと思っています。地元期成会からの説明や要請、要望もありました。内容は省略しますが、町長は、ぜひ思い出していただきたいのですが、2年前のちょうど今頃かと思いますが、柏丘老友会の集まりに町道南7線の要望があり、町長は「必ずやります」と約束してくれた。神様のように皆が喜んでいと記憶しております。さらに、昨年部落祭りの時に、青空町長室だったか懇談会をやった時に、地域の若い青年たちが「ぜひ、お願いをしたい」と町長に要請がありました。自分もいたものですから、町長は「畑総事業が終わってから、必ずやります」という答弁をしていた記憶があります。まだ鮮明に覚えているのですが、その若いリーダーは、本当に言葉の端々まで、私も覚えていますが、町長に対して「大変ありがたい言葉をもらった。やっと安心した」と言っていた経過を今でも覚えているのですが、大変厳しい財政状況の中でございますので、次の畑総事業の中では、必ず取り組むという考えはないかと書いていますが、その考えでしょうか。町長の答弁をいただきたい。

議長（橋本憲治君） 町長。

町長（菊池一春君） ただいま、「町道南7線の整備と一部町道認定について」のご質問をいただきましたので、お答えをさせていただきます。お尋ねの路線につきましては、平成19年度に高園、日出、柏丘の三実践会から関係者の署名を付けた「道路整備に関する要請」を受けております。

また、柏丘実践会での「ふるさと懇談会」においても、毎年道路整備の質問をいただいているところでございます。町といたしましては、現在、農業基盤整備事業で整備を継続しています。東部地区畑総事業が完了してから、町道南7線の道路整備を予定しているところでございます。この路線は住宅の張付きが多く、過去に事業実施した訓子府東地区畑総事業の中で計画、また次の訓子府東部地区畑総事業での検討を行い、断念した経過がございますので、地域の関係者におかれましては、整備に対する要望も強いものと理解しているところでございます。

今後においては、補助事業の採択要件等があるため、事業の選択、実施時期、事業区間等について検討を行ない、実施に向けた準備を進めてまいりますので、よろしくお願いを

いたします。

また、町道相内線から町道弥生西24号線間の町道へ認定していない区間の認定でございますが、町道に認定するとなれば、まず、道路法で定める「一般交通の用に供する道路」となることから、交通安全を含めた管理を町が行うこととなるため、現状での認定は難しいというように考えております。

今後におきましては、整備区間を含めた検討を行なってまいりますので、町道認定は整備後になることをご理解を賜りたいと思います。

議長（橋本憲治君） 山本朝英君。

8番（山本朝英君） このことについては、一般的に言われているマニフェストよりも重みがある言葉だったと私も理解していますし、町長もそのことは、十分承知かと思えます。これだけ今日も地権者の人たちが関心を持ってきたということについては、「もう駄目なのか」というような諦めムードの中で、しかし、「町長が言ってくれたのだから、やってくれるだろう」と諦め半分、期待半分で今日来られていると思いますが、私はそのようなことがあったものですから、道営及び国営事業の中身のこと、他の地区の取り組みなども含めて、調査を結構時間をかけて、あちらこちらに行き、情報を取ってきたということです。どこの町も町の負担になるようなことをできるだけ避け、事業をやっていこうということの隣の行動だと思えますが、そのようなことがあるものですから、もし国営になりますと2年から3年かかる。ちょうどそれが町長の公約した「今の事業が終わってから」になりますので問題はないと思えますが、果たして道営畑総の中でできるのか。これは、企画財政課だと思えますが、中期計画の中で、19年から24年までは、継続事業が無理だというようなことも最後のほうに入っていました。それに町の負担が出れば、さらに厳しくなるというようなことも十分承知ですから、その上で、このようなことを調べたということでございました。ぜひ、地域の人たちの思いを畑総を含めてお願いしたいということで、ぜひ取り組んでいただきたい。期待もしていますしぜひ、お約束いただきたいと思えます。まだ時間が8分位あります。その中でアンケートに町長ありますように畑総事業は、もう何年もなりますが、北見地区は、田んぼの泥炭の場所、暗渠がぬけないところを30センチとか40センチ嵩上げやっていたのです。ところが訓子府地区の事業の中に、嵩上げが入っていなかった。そのために日出地区では随分苦労し、道のほうにお願いをして、嵩上げをさせてもらった経過もありますし、訓子府地区全体のことについては、どの地域がどのような状況であるということは、JAのほうで十分把握していると思っておりますので、1つの殻、1つのルールというか。事業のルールだけに縛られない訓子府に合ったいわゆる事業で行う。訓子府地区に合うけども相内地区に合わない。北見地区に合わないなど、やはりあるのです。例えば、福野地区のあの泥炭地帯を、畑にできないというのは、水位が高く、泥炭で転作もできないところもありますし、砂利が多くてできないところあります。さらには、粘土地質のところについては、一度の客土では、すぐ元の粘土に戻ってくる。次の事業で前にやったから駄目というのではなくて、もう一度客土を入れると素晴らしい玉ねぎができるとか、いろいろなこともありますので、1つのルールというのか、殻にはまらないで、訓子府地区では訓子府地区に合ったことをぜひ、その事業の展開について上に向かって話していただきたい。

それから、今日、飯田委員長を見て思い出したのですが、昔、仲間から市街化区域につ

いて聞かれたことがあるのです。その地域には畑総事業というか国の事業などが入れられないのです。だからよく畑に水溜まっていても暗渠などの整備ができないのです。この町がもっともっと伸びていくというのであれば別ですが、大体ここの辺で止まりだと思ったら、あの解除というのは、町長できないのですか。一時解除。何年か解除して、事業が終わったら戻すなど。そのようなことができれば、その市街化区域も整備がきちんとやれるのではないのかと思うのですが、まだ少し時間ありますので伺います。

議長（橋本憲治君） 農林商工課長。

農林商工課長（山内啓伸君） 農業振興地域の関係は、農政で担当していますので、その関係なのですが、これについては、かなり大きな変更を伴うということで、確か、今おられる飯田氏も対応したと思うのですが、その対象の方々に対しまして、文章をお配りしまして、確か、正月を挟んで後継者とも相談できるような時期だったと思いますが、将来的な構想をみて農振地域に編入するのであれば、申し出てくれというような文章を大々的に、結構10年近く前だと思いますが、通知した経過もございます。ですからそこら辺については、まとめれば実施したいと思いますので、調査については、調査というのか。合意形成というのですか。そこら辺については、対象の農家にはきちんとしているというつもりでございます。

議長（橋本憲治君） 町長。

町長（菊池一春君） 時間がありませんので、山本議員の言わんとする主旨は、よく理解しているつもりでございます。ただ、明らかにしておきたいのは、少なくとも、今、平成22年度までの畑総をやっている期間中については、町道南7線の道路整備をそれまでにやりますなんて大見栄をきれないということだけはご理解ください。

しかし、いずれにしても、地域の皆さんの要望でございますし、沿線の全戸の皆さんが実践会を越えて、私のところに持ってきた要望は、大変重いものがございます。その点で言いますと、事業整備手法、それから本当に相内線から高園のあそこを抜くのが本当にいいのかということも含め、改めて地域の皆さんの声も聞かなければならないですし、それから、何よりも私が一番危惧しているのは、新過疎法といいますか、過疎法が来春で切れるという状況でございます。ある意味では、従来までの過疎法のあり方が、良かったかどうかという議論もあるようでございますが、そうした過疎債を含めた有利な起債等も含めた状況が出ない限りは非常に厳しい。いかに国営事業であろうが、道営事業であろうが、町で言う一般財源の持ち出しは、過疎債などの補填がないということになれば、厳しいものがございますので、改めて過疎計画の指定に全力をつくす。これはまた私どもも含めて各先生方にもお願いをしながら進めていかなければなりません。農家人口は既に全人口の3%というように言われております。3%の人口をもって97%の人間の食料を農家の人たちは生産し、そして販売しているでございます。そして、食料自給率の40%をまさに維持しているのは生産者の方そのものがございますから、生産者の方が安心して、農業できるような状況を国の責任と北海道、自治体として、さらに強く要請活動をしながら、できる限りご期待に応えられるよう努力をしてみたいと思いますので、今後ともお力添えを願いたいと思います。

以上でございます。

議長（橋本憲治君） 山本朝英君。

8番(山本朝英君) 大変前向きなご意見いただきましたし、大変な厳しい状況であります。これだけ多くの若い後継者、そして生産力も管内、全道一というような状況の中で、今後もそのことを継続的に畑総などを取り組んでいただきたい。同時に、今日、地権者の方が来ておられますが、30数年間、暫定税率を払いながら、まだ家の前を通った車の埃^{ほこり}で、家の中がザラザラする。その人たちもおられますし、もう1つ最後に町長へお願いをしておきたいのですが、その整備がされることによって、湧水処理も含めて行えば、例えば今、シストセンチウやそうか病の問題は対応できる。その原因は、人の畑から流れ、自分の畑に入った時、その菌がどんどんこう増えていくというようなこともございますので、そのことも含めて畑総と農道整備等々にはぜひ取り組んでいただきたいと思えます。そのようなことでよろしくお願ひいたします。

以上で終わります。いいですか答弁はありますか。

議長(橋本憲治君) 町長。

町長(菊池一春君) これからの私どもの町の農業施策、とりわけ基盤整備を中心とした幹線の道路あるいは支線の道路も含めたありようについてのご示唆をいただきました。慎重に審議、検討させていただきながら、これからの新しい農村整備を具体化のために今後も努力してまいりますので、お力添えを賜りたいと思えます。

議長(橋本憲治君) 山本朝英君。

8番(山本朝英君) 今日、こられた地権者の方は、ゆっくり今日から寝れると思いません。町長どうも前向きなご意見ありがとうございました。

議長(橋本憲治君) 8番、山本朝英君の質問が終わりました。

散会の宣告

議長(橋本憲治君) 時間があるみたいなのですが、途中になる関係上、お諮りいたします。

本日の会議は、この程度にとどめ、散会いたしたいと思えます。

これに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

議長(橋本憲治君) 異議なしと認めます。

よって、本日はこれにて散会することに決定いたしました。

明日は、午前9時30分から引き続き一般質問を4名の方が行いますので、皆さんご参集お願いしたいと思います。

今日は、ご苦労さまでございました。

散会 午後 3時16分